

第 2 日

1. 平成25年 3 月11日 午前10時00分招集
2. 平成25年 3 月11日 午前10時00分開議
3. 平成25年 3 月11日 午後 4 時42分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 曉	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 笠 輝 博 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 委 員 長	小 出 正 泰	教 育 長	井 上 忠 勝
総 務 課 長	今 村 裕 司	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽
会 計 管 理 者	徳 永 宣 久	企 画 課 長	山 下 仁
建 設 課 長	杉 本 章 一	経 済 課 長	坂 本 政 明
税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘	健 康 福 祉 課 長	堤 一 徳
学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一
町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	石 原 恵 一
事 業 課 長	松 尾 憲 成	福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎

-
12. 議事日程

日程第1 一般質問

7 番 小 山 曉 議員

10 番 杉 本 和 彰 議員

2 番 豊後 力議員

8 番 高巢泰廣議員

12番 笹渕賢吾議員

開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は5人の議員に通告受付順によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第1答弁については登壇して行うことといたします。質問者は最初の1項目すべてを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

まず最初に、小山議員の発言を許します。

7 番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 改めまして、皆さんおはようございます。

7番議員の小山でございます。ただいまから3月定例議会最初の一般質問者として、先に通告しておきました通告書に従いまして、これから一般質問を行いますので、執行部におかれましては、わかりやすく簡潔に答弁をいただきますよう、まず冒頭をお願いをしておきます。

さて、思い起こせば今からちょうど2年前、2011年3月11日の今日、東日本大震災が勃発した日であります。あれから2年経った今も未曾有の犠牲者を出した被災地の復旧・復興は遅々として進まず、大変な生活を余儀なくされている被災地住民の皆さんのことを考えますと胸が痛みます。とにかく一日も早い復興と再建を願わずにはいられませんが、御案内のとおり、今国会では皮肉にもその被災地の復興予算が人材や資材不足のため約1兆4,000億円が新年度に繰り越さなければならないという異常事態が続いていますが、今も福島は第1原発事故の放射線の恐怖におびえて生活しておられる多くの方々や津波で命を落とされた家族や被災地の皆様のことを考えますと、今こそ政治の力で、今こそ政治の力で一日も早い対応策を講じていただきたいと強く切望するものであります。

前置きが長くなりましたが、ただいまから一般質問に入ります。

今回は質問事項を1本にしぼりまして、現在大きな社会問題となっておりますいじめについて、次の4項目について質問いたします。既に3月8日と9日付けの熊日新聞に二日連続で掲載された県北のいじめ問題が詳しく報道されていましたが、まず第1点目は、昨年7月に発生した菊水中学校男子生徒の自死について、町行政並びに町教育委員会はこの問題をどのように受け止めているのかを伺います。

次に2点目は、この問題が発生してから既に8カ月が経過しておりますが、その間、学校と町教育委員会ではどのような対応がなされてきたのか、その経緯について伺います。

次に3点目は、昨年9月議会でいじめはあったが、決着との町教育委員会の見解は今も変わらないのか伺います。

次、4点目ですが、社会問題化している「いじめ」について、町教育委員会や学校現場では、今後どのような防止対策を講じていくつもりか伺いたいと思います。

以上、4点について質問いたしました。執行部の明快で誠実な答弁を期待して最初の質問いたします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただいま小山議員の社会問題化している「いじめ」についての御質問にお答えをいたします。昨今いじめ問題においては、特に議員御指摘のように社会問題化しております。日々のマスコミ報道にもたびたび取り上げられ、その深刻さを感じとっているところでございます。この問題で児童・生徒の尊い命が失われていることに心の痛みを覚えるわけでございます。本町においても昨年7月、町内の中学校の生徒さんがみずから命を絶たれるという事案が発生いたしました。そのことに驚きと悲しみを禁じ得ません。衷心より御本人の御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の皆様方にお悔やみを申し上げる次第でございます。御両親の深い悲しみは察しあまるところでございます。今、町の宝であります子どもの教育環境を整えるべく努力いたしておるところでございますが、そのような中、今回の事案発生、残念に思っております。

今後、そのような事案が絶対起こることがないように町行政と教育委員会が心を一つにし、一体となり取り組んでいかなければならないと考えております。先日の新聞報道に関して、新たな遺憾の意を深く、強く感じるところでございます。それぞれ個々の質問に関しては、教育委員会より答えさせます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 小山議員の御質問にお答えします前に、改めて昨年7月に亡くなられた生徒さんの御冥福をお祈り申し上げますとともに、御両親をはじめ御家族の皆様は衷心よりお悔やみ申し上げたいと思います。

さて、議員の御質問でございます。この問題に対してどう受け止めたかという御質問でございます。教育委員会として、学校教育を行うにあたって基本理念として最も重要なことは、児童・生徒の命を守ることであるととらえております。命の大切さを理解させ一人一人の児童・生徒がみずからの命を大切にするとともに、命の尊さを理解させることが最も重要であると考えております。それらを踏まえまして、本町の教育目標にも「命を大事に」を第1番に掲げ、さらに「人を大事に、心を大事に」を掲げまして、町内の小中学校に御指導を徹底をお願いしているところでございます。

また、目指す子ども像といたしまして、子ども一人一人が助け合い、励まし合い、ともに伸び

ようとする児童生徒の育成を目指しております。具体的には、子ども一人一人が自分の考えや思いをしっかりと語れる子どもづくり、一人一人が自分の考えや思いをしっかりとつづれる子どもの育成、さらに一人一人が聞きたいことをきちんと聞ける、聞き取れる子どもの育成。そしてまた、一人一人の子どもが自分の読みたいものをきちんと読み取れる子ども、そんな子どもの育成を図っているところでございます。

しかし、今回生徒がみずから命を絶つという誠に悲しい出来事が起き、発生の重大さを認識し、かかる出来事を防ぐことができなかったことを深く悔やみますとともに反省しております。今回の出来事を肝に銘じ、二度とこのような出来事が起きないよう教育委員会はもとより、町内の各小中学校の校長先生を中心に各学校一体となって事故防止に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

では引き続きまして、2番目の御質問、すなわち問題が発生してから既に8カ月が経過しているが、その経緯について伺いたいということでございます。

昨年の7月10日、早朝事故発生の一報を受け、菊水中に赴き校長室でPTA会長同席のもと、校長より事故発生状況説明を受けてから、早や現在までの8カ月過ぎようとしております。

まず最初に取り組みしたのは、自宅を訪問し、お参りをさせてもらい、亡くなった生徒の冥福を祈りますとともに、遺族に対するお悔やみを申し上げたところでございます。また、同日7月10日、校長より生徒への説明、遺族の要請によるアンケートを実施しております。同じく7月10日、臨時教育委員会を開きまして、事の発生の報告をしたところでございます。なお、同日玉名署の聞き取りも行われております。7月12日に第1回の保護者説明会が学校で行われました。さらに7月13日、町内校長会を開きまして事故発生を知らせするとともに、二度とこのような件が起きませんように事故防止についてお願いをし、協議をしたところでございます。さらに8月13日には、遺族の方とも面談ができて、お悔やみ申し上げるとともに、遺族の方の御要望等を聞き、それにこたえるべく努力をしたところでございます。8月17日には玉名署からの本件に対する見解を聞くことができました。また、8月23日、それまでアンケート調査を精査したものがまとまりましたので、そしてまた玉名署の見解もうけたまわりましたので、それらを受け手第2回目の保護者説明会を実施したところでございます。

その後、遺族の要請によりまして亡くなった子どもの部活動の仲間に遺族よりお話をしたいという要望があり、部活動の保護者の了解を得てお話会がもたれております。9月に行われたわけでございますが、そのお話合いのあと、子どもの動揺が大変心配になりました。そこで、その聞き取りのあと、関係機関等の調整を図り、教育事務所のカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣をお願いしたところでございます。もちろん個人のカウンセリングもありますけれども、子ども、生徒だけではなく、先生、保護者等のカウンセリングも行っております。また、スクールカウンセラー、又はソーシャルワーカーの指導による研修会も職員、保護者とも行っているところでございます。

なお、この件が起きたあと、教育委員会としての取り組みを少しお知らせをいたします。先ほど7月10日は臨時教育委員会で事の発生を報告、7月29日には事故の経過報告をいたしまし

た。さらに8月22日、事故の経過報告、9月、10月、11月、各月の定例教育委員会でも本件の報告とともに事故防止、いじめ、不登校の未然防止等を行ってきたところでございます。

次に、昨年9月、議会でいじめはあったが決着済みと、現在でも変わりはないかとの御質問でありますが、昨年9月の議会で御報告しましたのは、毎年行われております実態調査の中での聞き取りで子どもからの相談、報告があり、すぐに事実関係を調べ、速やかに指導をし、解決したという報告が現場から上がったところでございます。その事実を議会のほうで報告させていただきました。内容的には教育相談の過程の中で、ひやかし、からかい、悪口や嫌なことを言われたというものでございました。学校の調査結果は真摯に受け止めながらも聞き取り等を通して、まだ認知できていないものもあるかもしれない。いじめ問題は、いつでもどこでも起こりうるものという認識に立って、今後とも学校現場との連携を取り合って、きめ細かな実態調査をし、いじめ未然防止に取り組んでいかななくてはならないというふうに思いました。

また、今回のこの悲しい出来事をもとにアンケートをとったわけですが、そのアンケートの調査を精査する過程の中を見るにつけ、生徒のいじめに対するとらえ方が様々であるということも認識することができました。これらのことを今後の実態調査に十分生かしていきたいというふうに思っております。

次に、4点目の今後どのような防止対策を考えているかという御質問でございます。

町教育委員会では、9月に独自の「いじめ未然防止に向けて」を作成いたしました。すみません、6月です。6月に作成し、このいじめ未然防止月間の6月に教育委員会独自のものをつくりました。そして、それを各学校現場に配布したところでございますけれども、その趣旨は子どもと子どもの人間関係づくりについて、先生と子どもの信頼関係づくりについて、先生と先生の一体体制づくりについて、学校と家庭、地域、関係機関との連携の協働づくりについて、4点の視点をつくりまして、いじめ防止の再度の点検をお願いをしたところでございます。学校生活の朝から子どもが帰るまでの中の生活の中でのチェックポイント等をきめ細かに提案したところでもございます。

また、各小中学校では学校独自のいじめ、不登校、生徒指導上の問題の対応マニュアルを作成していただいております。未然防止に向けて努力をしてもらっているところでございます。このほか、いじめ問題に特化した対応マニュアルをつくられてる学校もありました。このマニュアルは今後全校に広げたいというふうに思っております。

最後にこれは今後の取り組みとして今考えていることを報告させていただきますが、このいじめ問題解消というのは、学校だけで取り組むものではだけでなく、学校、家庭、地域の一体となった取り組みが必要だ、その中でも特に家庭の教育力というのが大切になってくると考えます。今熊本県は他県に先駆けて、家庭教育支援条例というのがいち早く作成されました。もちろん来年度の家庭教育の重点目標の活用に依頼をしているところでございますが、その趣旨を生かし、今学校教育と社会教育、両面にわたって問題解決に当てる必要があるのではないかと、そのためには、教育委員、社会教育委員、合同での懇話会等も効果があるものと考えております。社会教育委員長、委員の方々と相談しながら、また社会教育課とも相談しながら合同の懇話会をもて

る機会を是非つくっていききたいなというふうに考えているところでもあります。

以上、少し長くなりましたが、今、教育委員会が考えてること報告させていただきました。お答えさせていただきました。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 教育長にお願いでございますが、これからの質問に対しては簡潔に、要領よくまとめていただきますようお願いいたします。

再質問に入ります前に、私も亡くなられた生徒さんの御冥福を心からお祈りいたしますとともに、御両親、御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げます。

ただいま、町長と教育長からそれぞれ答弁がございましたが、昨年7月、正確には7月10日の深夜に自宅の自室で自死の状態で発見されたと聞いておりますが、突然、自分で自分の尊い命を絶った行為の背景には、それなりの原因と理由があったはずだと推測します。亡くなられた生徒さんの御両親にしてみれば、なぜ死ななければならなかったのかという思いと同時に、それ以上に真実を知りえたと言われるのは当然のことだと思います。このような御両親の切なる思いと願いを教育委員会はどこまで把握していたのかを確認したいがために、私は冒頭にこの質問をしたわけでございますが、再度伺いますが、御両親のこういった切なる思いということをどこまで受け止めてるのか簡単に説明してください。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 事の発見した折に、両親の本当に心労は大変なものであったと推察しております。最初は御両親のほうも学校のほうに静かにしてくださいという気持ちもあったようでございますが、その後どうしても自分の子どもが、なぜこのようなことになってしまったのか、どうしても原因がわからない。だから、学校での自分の子どもがどうだったのか、それをやっぱり知りたいと思いますということで、7月10日に校長先生のほうに子どもの学校生活の中で自分の子どもがどう思われて、どんな友だち付き合いをしていたのかをアンケートをとってほしい、本当のことを聞きたいので、子どもの書きやすいように、学校は最初は記名でという考えもありましたけれども、無記名にという御遺族の御希望もありまして、早速もうその日にアンケートをとり始めたところでございます。そして、アンケートをとって一度御両親にも報告したんですが、あまりにも部数が多ございますので、学校のほうで精査してくださいというようなことをお願いがありました。また、学校も突然の友の死に際し、そして友に対しての気持ち、様子、知ってることなどを書いてくれという学校からの声かけに、心の驚くことに、書く中では前の前の年度とか、前年度とか、今のこと、いろんなことが交錯した中での内容だったと聞いております。それをやはり精査しなきゃいけないと、一つ一つ丁寧に精査をしてまいりました。精査をするにあたっては、一人ではなくて必ず全職員がチームを組んで精査をしていったということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 私たちのこの議会に、この話が上がってきましたのは、昨年の7月18日に開かれました議会の全員協議会の折でございましたが、町長と教育長から報告を受けました。その時点であくまでも経過報告でしたので、当然その後、事後の調査報告や事後対応などのてん末などにつきまして、学校や教育委員会の調査を待つて随時報告があるものと、私は思っておりますが、今日まで8カ月、何の報告も説明もございませんものですから、今回、あえて一般質問をしたわけでございます。たとえいかなる理由があろうとも、一人の生徒がみずから命を絶った事実は事実として、そのてん末を報告する私は義務があると思いますが、なぜ今まで報告がなかったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、議員のほうのお話では、7月18日全協で報告をして、その後なかったということでございますが、9月の12日の全員協議会で8月23日までの第2回保護者説明会も含めて、そして保護者のお気持ちもメッセージ等も含めてことの詳細を詳しく報告させてもらったと思いますが、以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいま8月の時点での議会報告のことにつきまして今確認をさせていただきました。たしかにその報告はございましたが、その後の、その後の対応についての報告がなかったということをここで私は申し上げておきたいと思います。

ただいま我々に議会に対する報告が滞った理由につきまして、今説明がございましたので、そのことにつきましてはもう触れませんが、我々の率直な思いというのは、本当にいじめはなかったのかどうかということ、それからそのための調査や検証はどうだったのかと、そういう内容等につきましては、やっぱり当然報告があつたてもよかったのではないかというのが本音でございます。そこで、先日熊日新聞で報道がありましたが、あの新聞報道によりますと学校と町教育委員会は、自殺の原因となるようないじめはなかったとの見解を示しておられます。一方、亡くなった生徒のお父さんのコメントは、いじめとしか思えない事例が数多くあると訴えられております。さらに学校が全生徒に実施したアンケート調査の結果では、「いじめがある」と認識していた記述が多数あつたと、そういう記事の内容につきましては、教育長これは認められますか。

それから、もう1点、学校側の説明の中に、「いじめ」ではなく「いじり」と認識を示しておりますけれども、「いじめ」と「いじり」はどう違うのか伺いたいと思います。その2点について答弁願います。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 2点の御質問があつたかというふうに思います。先般熊日新聞にことの報告がなされておりました。学校での精査をした中には、A4の左側のほうが7月10日に子ど

もたちに行った声を書いてあります。それが本当なのかどうか、どんなことが本当の事実なのかを聞き取り調査したのが右側に書いてございます。それが1年生から3年生まで全部まとめたものでございます。あの中に書いてありましたのは、左側のほうの記事が私から見ますと、声をそのまま、最初あがった声を書いてあったやに思っております。ですから、精査しますと、今度は右のほうの先生方の精査の結果とはかなり違っております。例えば、大きな石を投げられたというのもありました。小石を投げたということが事実でございます。しかも、何遍かあってるんですが、そのうちの1回は亡くなった子どもが石を投げはじめて、友だちが「もうやめろ」と言って大きい石を持ったけど、「脅した」という詳しい内容も載っております。ですから、まさしくお互いにゲームとして小石を投げ合っていたというようなこともあるわけでございます。そのほか、正直なところを申し上げまして、すべて精査をしておりますが、その報告を全部しますと時間等も過ぎますので、今の小石については、そのとおりでございます。

なお、あれに書いてありました制服についての事案は、これは第2回保護者会のときに保護者から初めて承った事実であったと聞いております。子どもからのアンケートにはなかったと、むしろあと時計の件もお父さんから聞いて初めて知ったと。それから、ズボンの問題が出ておりました。ズボンが何かに押さえつけられて脱がされそうになったと、これは子どもたちが体育の着替えのとき、部活動の着替えのときにお互いにじゃれあって、脱ぎ合うゲーム的なものがずっとはやっていたようでございます。それでお互いにしてる。この報告を見ますと、お互いに亡くなった子どもも一緒にゲームとして友だちの体操服を脱がそうと、自分も脱がされておるとなると、そういうものでございました。

そのような形の内容で、すなわち、要するに本人と友だちのからかいあい、ふざけあいの中での行為というのが、調査結果の精査ではうかがわれます。それから、もう一つ何やったかな。

(いじり)

「いじり」ですね、今「いじり」というのはですね、子どもの言葉になっているんです。ですから「いじり」というのは、ひやかし、ちゃかし、いじわる、悪ふざけ、そういったものがすべて子どもたちは「いじり」と呼んでおります。ですから、この報告を読みますと、亡くなった子どものいじりあい、お互いにいじりあい、亡くなった子どももいじっていく、友だちもいじる。だから、あの人は仲がいいんだなという表現もございます。私たちが「いじめ」というのには、いろんな対応の仕方があるわけでございます。

(わかりました。)

はい。

○議長(多賀勝丸君)

7番 小山 暁君

○7番(小山 暁君) 今、私の二つの質問にお答えいただきましたが、時間がありませんので、2点目のところに入ります。

学校現場と町教育委員会がこれまで対応されてきた経緯について、先ほど答弁がございましたが、その中で、昨年7月12日と8月23日の夜に菊水中学校体育館で2回にわたって保護者説明会が開

催されておりますね。この保護者説明会に、聞きますと、町教育委員会は2回とも出席していないと、いなかったということですが、なぜそのとき出席されなかったのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） この件につきましては、常に学校と連携をとれて現在もなおやっております。第1回も第2回の保護者説明会も校長先生方の、校長先生の説明の原稿というのは1回書きまして、そして遺族の方、そして私、そして校長のそれぞれの確認のもとに原稿を書いて、その説明をいたしました。資料も全部私も見せていただいていた行われました。この2回とも保護者説明会は、遺族の方も参加をされております。そのような形で学校と保護者とも話をじっくりしてもらおうと、私も中身を十分知っておりますので、何かあったらいつでも駆けつけるけれども、学校で校長先生と相談をして、私たちがやりますということでしたので、私のほうからも、じゃあ学校とPTA会長と相談をしてお願いをしますというふうなことであえてまいっておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ちょっと今の答弁に私は合点がいきませんが、いかなる理由があれ、今回一人の命が亡くなっていることを考えるならば、やはりこれまで学校と教育委員会が緊密な連携のもとに指導してきたと今言われましたけれども、命の尊さ、命の大切さの人権教育というのは、それはどこにいつてしまったのかと言われても仕方がないと私は思いますが、そのことについてはどうお答えられますか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、議員から御指摘されますとともに、たしかにことの次第を重大に受け止めておったのは事実でございますが、あえて現場にいなかったと、学校にはですね。今議員のおっしゃるようなことを振り返りますと、ああ私もいったほうがかえって保護者のほうも理解も得られたのかなと反省をするところでございます。申し訳ありません。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、よく理解できました。

次に3点目のところで、再質問いたしますが、昨年9月議会で「いじめはあったが決着済み」との見解について答弁がございました。大体中身はわかりましたが、この背景には、その昨年8月中旬に玉名警察署の調査結果報告の中に、立件できるような事象はなかったと、その報告が出ておりますが、それに基づいての判断ではなかったのかなと、私は推測しますが、ただ学校が実施したアンケート調査では、先ほど申し上げましたけれども、いじめがあると認識した記述が多数あったと、熊日新聞にもそのように書いてありましたけれども、それでも、いじめはあ

ったが決着済みというのは、私はそれは矛盾しているのではないかと思います。何をもって決着とみなされたのか、もう一度その点確認いたしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 先ほどもちょっとお答えしましたように、昨年の9月の私の報告は、議事録もまた再度読ましていただいたんですけども、それまで行われた教育相談の聞き取り調査の各学校から上がってきた中で、子どもがこんなことがありました。こんなことがありました。というのが数件あって、それをじゃあすぐ本当はどうなのかと調べたら、もうすぐ解決をしたと。ですから、一応件数として数件上がったけれども、これもすべてもう解決しておりますというような報告を私受けておりましたので、学校現場の報告を真摯に受け止めて、そのまま説明したところでございます。

なお、各学校のとらえ方、委員会の報告はこのようになっております。学校で計画的に行っているこれまでの教育相談でも、本人からの悩みやいじめ等の相談は受けていなかった。ほかの生徒からの情報も上がってきていなかった。教職員も特別な事情の把握はしていなかった。また、生徒たちへのアンケートからも集団での暴行を受けていた、体を傷つけられたり、深く長期にわたって悪質な悪ふざけがあったり、ひとりぼっちになっていたり、深く悩んでいる様子は認められなかったというのが教育委員会に学校としての内容として上がってきたところです。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、わかりました。

私は今年の1月6日に亡くなった生徒のお父さんと会いました。直接お話を聞くことができたが、その中で受けた印象ですけど、これは私の印象ですよ。今回のことで学校や教育委員会に対して、お父さんは強い不満や不信感を持っております。原因も理由もわからず、自分で自分の命を絶った子どもへの無念の気持ちと、それからこのようなことが二度とあってはならないという強い思いから、真実を知りたいと訴えられております。そのようにお父さんと話をして私は受け止めました。実際亡くなった生徒は、生徒さんが使っていたズタズタに切り裂かれた鉛筆入れなど現物を私は見せてもらいましたが、本当に学校や教育委員会は、どこまで調査をされたのかと言われても仕方がないような実態があることを知りました。そこで伺いますが、学校や教育委員会では、保護者でありますお父さんとの十分な話合いや聞き取り調査などは、どこまでされたのか伺いたします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 先ほども申し上げましたように、1回目の保護者会、2回目の保護者もすべて遺族も参加いただいております。そして、みずからも語りかけていただいております。また、遺族との学校とのつながり、これは親と学校、校長、担任、部活の主任、またほかの先生方との交換ノートというものもできております。そして、お互いに自分の気持ちを伝え合って交

流をされております。また、教室では親の要望でノートが置いてあります。それに子どもたちがメッセージを書いて、定期的にやり取りをしている。そういう努力もいたしております。これまでも先ほど若干申し上げましたが、1月にお父さんのほうから学校のほうに要望というのが上がってきております。その中にいくつか例を挙げられて、「謝罪をしてほしい」という言葉がございました。その取り扱いについて、校長との十分慎重に討議して返答し、しかし、謝罪となりますと、子どもたちが直接することになりますので、先ほど申し上げましたように9月の部活動の生徒への聞き取り、本当に、あまり公言はできませんけれども、本当に第2次的な心配もあえてしなきゃいけないんじゃないかなろうかと、私は心痛したような状態もあります。あくまでも保護者の方にもう一度相談しようということで、その要望に対して、「謝罪をしてほしい」ということに対して、保護者に校長のほうから相談をしたら、今の子どもにそれをしたら受験も控えておりました。卒業も控えております。それはあまりに酷ですよということで、それは是非やめてほしいというのが親の切なる願いでございました。そこで、みんなで親子で亡くなった子どもへお参りにいこうと、その中でお参りする中で、それぞれが心でお詫びするところはお詫びしようと、昨日全3年生親子、学校の校長、教頭、3年生すべてお参りにいっております。保護者の遺族の方からも、「ありがとう、ありがとう」という言葉を何度も伺ってきたという報告を受けております。今度3月20日は、部活動の仲間がやはり親子でお参りにすることになっております。もちろん遺族の方の了解を得ております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） さっきの話を進めるために、引き続き今の関連して質問しますが、来年の4月には三加和の小中学校が開校予定です。御案内のとおりです。それから、平成27年4月には菊水の中学校の開校することになっておりますが、日本一の校舎で日本一の教育実践を目指す和水町にとりまして、現在社会問題化しているこのいじめの問題をこのままやむやにしておかないと私は思います。

そこで、今回の問題について真実を明らかにするために、第三者委員会を設置して徹底した調査を行う必要があると私はと思いますが、この第三者委員会の設置についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 先般ある記者の方が同じような御質問をなさいました。その折、私は新聞にも載っておりましたが、現実には新聞に載ってはおりますが、現実にはその要望書というものをまだ見ておりませんので、そのことに関しては、まだ私自身はつきりコメントはできないのが今の私でございます。なお、そのことにつきましても、今回の議会の中でほかの議員の方から質問があつていましたので、その折にもお答えさせていただきたいと思っております。出でから判断してみたいと。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、わかりました。もしもですよ、もしも第三者委員会を設置されるとするならば、やはりそのへんのその道の専門家や法律家など、やっぱり人材等を登用していただいて、やはり調査にあたっていただくならという要望しておきたいと思います。

それから、時間がもうなくなりましたけれども、4点目のことについて再質問いたします。先ほど教育委員会や学校現場でのいじめ防止対策につきまして、詳しく答弁がございましたけれども、それに加えて、これは全国的な傾向とっていいかわかりませんが、そういう動きがあるということも踏まえて、是非とも考えていただきたいことは、どうしても不利になるようなことは公表しないと、そういった傾向や体質がなきにしもあらずです。この際、そういった体質や考え方を一掃して人権尊重の立場から防止対策に徹底的に努めていただきたいということを、お願いしたい。

それから、もう1点は大事なことでございますが、いじめは死につながる問題をはらんでいるということを深くやっぱり認識をしていただいて、万事ことに当たっていただきたいと私は切望するものでございます。

その点が1点と、それからもう1点は滋賀県大津市で問題となりましたいじめの事件について、大津市の第三者委員会がまとめた報告書が、既にまとめられております。保護者の許可があればいつでも入手できるということです。この際、あの大津市の第三者委員会の踏み込んだ調査に学ぼうというような新聞記事あたりも出ておりましたけれども、この際取り寄せて参考にされたらどうだろうかと思いますが、御提案いたしますが、2点について質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今議員のほうからの御指導、アドバイス、大変ありがとうございます。

もちろん学校を変えようというのがありますが、これからさらに深めて和光での学校はいつでも、どこの学校にも教員の方、保護者はもちろんですが、中に入っていただき観察をしたり、協力していただく、そういう体制をさらに深めていきたいというふうに思っております。

もちろん、人権学習というのは、中学校でいいですと両中学校とも文化祭のテーマは「命」でございます。そして、いろんな作品発表、そして演劇等もやっております。しかし、このようなことが起きたということは、もっと足りないところがあるんじゃないか。それを私たち教育委員会はもちろんですが、教師も深く受けて子どもに語りかけていきたいなというふうに思っております。再度申し上げますが、本当に今回の件を深く反省するとともに、二度とこういうことがないように全職員と一体となってお取り組みをすることを約束いたします。以上です。

（報告書）

報告書の活用、大津の報告書の活用、はい、まだ私正直言って、その報告書を手元に持っておりませんので、早速取り寄せて読ませていただきたいと、活用させていただきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 是非ひとつ参考にしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、学校とその教育委員会の関係、それから教育委員会と町行政の関係は御案内のとおりでございますが、教育現場の長はもちろん学校長でございます。その教育現場の経営者は教育委員会なんですね。その教育委員会の任命権者は町長にあります。最終の責任者は町長ではあると思いますが、そこで最後に町長にお伺いいたします。今回亡くなった生徒さんの原因や理由について、どこまで把握されていたのか。また真実を知りたいという保護者の思いをどこまで受け止めておられたのかを伺いまして、最後の質問といたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回の事案に関して、どこまで知り得ておるかということでございますが、ただいまの議員の質疑の中で教育長がお答えしたそのことに関して御報告を受け、知り得ておるそういう状況でございます。

今回、今御承知のとおり、和水町においては小中学校統合、そして一貫、連携教育というような新たな教育環境を整え進めさせていただいております。この事案、そういう不安な状態で開校に進むわけにはいきませんので、今回のことをしっかり受け止め、そしてきちんと整え、そして亡くなられた御本人の御冥福、そして今日のかかわる子どもたちが、やはりが命の尊さ、そうしたことをしっかり受け止めていくことを願っておるところでございます。

今後において教育全般にわたり、しっかりと教育委員会、学校に関しては、丸投げしておるような状況じゃなくて、やはり行政からもしっかりと指示をしてまいりたいと思っております。以上です。

（終わります。）

○議長（多賀勝丸君） 以上で、小山議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。11時10分より会議を開きます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に杉本議員に発言を許します。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） どうも皆さんおはようございます。

非常に残念なことではありますが、中学生の自殺という事件がありました。この点で学校や教育委員会が、この問題を正面から受け止めていたのか疑問な点がたくさんあります。全国的にも自殺があとを絶ちません。原因の発見は難しいという前提で、この問題をとらえなければ発見どころか対応や、ましてや解決は困難だと考えます。いろいろな情報の裏を取ることは、実際不可

能なのかもしれません。しかし、それによって傷ついた被害者の人権はどうだったのか。また、遺族の人権はどうなったのか、容易ではないという覚悟をするところから、この問題を早期に見つけ、解決する道が開かれると考えております。

そこで質問いたします。

町内昨年7月の中学生の自死後の対応について、7月12日の保護者説明会にて「いじめはなかった」と学校が明言、しかし、8月23日の保護者説明会では、「行き過ぎたいじりがあった」と説明がっております。遺族に対して教育委員会はどのような言葉かけ、働きかけをされたのか。また本人が過酷な状況に置かれていたのは事実であるが、どのように認識され学校と協議されたのかお伺いします。また、原因不明とされた根拠を伺います。

2回目の保護者会説明会のアンケートに対し、どのように分析し、どのような具体策を講じてきたか。アンケートをとった以上は、職務として総括するのが当然の義務であるが、遺族などへの報告はありましたでしょうか。

答弁についてですが、もう一般常識的な答弁は結構ですので、単刀直入な答弁を求めます。あとは自席より行います。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 早速杉本議員の質問にお答えします。

御要望のとおり先ほど小山議員の質問に対して申し上げたところでございます。よって、個々の質問に対しては、教育委員会より答えさせます。なおまた、このあと質問事項2についても同様教育委員会より答えさせます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 杉本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、7月12日の保護者説明会と8月23日の保護者説明会でのとらえ方の報告の違いということでございます。7月12日、8月23日、2回にわたって行ったわけでございますが、7月12日の保護者説明会というのは、まさしく事が起こりまして2日目でございます。その2日目の状態での学校の調査、持っている資料の報告をしたわけでございます。すべていじめがなかったというとらえ方での説明は、じゃなかったというふうに思っているんですけども、もしそうとらえられれば説明が十分じゃなかったかなと今反省をしているところでございますが、今振り返ってみますと、7月12日の保護者説明会においては、今回の事故発生を受けて、これまで行っている教育相談、教育職員が持っている情報等を集約しまして、今の現在の7月12日の時点では、学校で計画的に行っているこれまでの教育相談の中でも、本人からの悩みの相談等があっておりませんでしたという報告。それから、ほかの友だち等からの情報も上がってきませんでした。また、全教職員もヒアリングをしたんですが、特別な事情も把握できていませんでした。また、年度当初の家庭訪問での親子面談等でも悩みを受けていなかったという、その事実を報告したところでございます。ただ、その中で陰湿ないじめ等は、聞き取りをもう始めておりますので、子

どもから聞いた中で亡くなった生徒さんが集団で暴行を受けていたとか、体を傷つけられていたとか、長期にわたる陰湿ないじめがあったとか、ひとりぼっちだったとかというような報告もあえてありませんでしたので、そのあたりの状況を報告させていただいたわけでございます。

しかし、第2回目の8月23日の保護者会では、先ほどもお話ししましたように7月10日に子どもからアンケートをとりました。そのアンケートの一つ一つの事案について、学校でチームを組みながら子どもたちのヒアリングを聞き取りをして、その聞き取りが終わった時点での説明会で行いました。そこで、そのアンケートのとりまとめた、精査した結果を中身を報告する中で、「友だち同士や部活の仲間の間で悪ふざけとか、ちゃかし、いたずら等があったことがわかりました」といこうとで報告させていただいたところでございます。亡くなった本人がそのことをどのようにとらえていたのか定かではございませんが、やはり嫌がることはやってはいけないという、その内容を見ながら、子ども、職員、確認し合ったというふうに聞いております。

それから、遺族の方への対応ですけれども、教育委員会として先ほど申し上げましたように、お参りをして冥福を祈ったわけですが、8月の祥月命日には教育委員長も自宅を訪問しお参りをさせていただいております。遺族との接触についての基本的な考え方といたしまして、教育委員会は学校と情報を共有し、学校を窓口として御遺族の意向を大切に誠意をもって対処することが肝心だと考えております。それを受けまして校長に指示したのは、遺族の方の気持ちを十分くみ取って、誠意をもって対応してくださいということを伝えておったところでございます。

また、遺族と学校とを結ぶものとしての要望で、事件発生以来、遺族と校長をはじめ先生方との意見交換ができる連絡ノートを作成を遺族のほうからお願いがありましたので、それもつくられております。また、子ども、教室にノートを持参されて子どもからのメッセージもあったら是非くださいということで、交換ノートが開始されております。また、遺族のもちろん要望でございましたけれども、亡くなった子どもの机に是非給食も置いて一緒にいただきますをしてほしいという要望がございました。で、校長先生の給食を毎日教室に持っていきまして、亡くなった子どもの机の上に置いて、そしてみんなでいただきますということをして、あとでその給食を校長先生が食べられるというようなことも実際行われております。

また、発生以来学校、遺族の交流をはじめ、命日のお参りも続いております。命日には花を持って亡くなった子どもの墓前にささげながら担任や部活動主任や、また学年主任、校長、教頭とお参りをさせていただいているところでもございます。また8月13日には、直接遺族の方と私自身がお会いすることができました。その折にもお悔やみ申し上げるとともに、またお参りさせてくださいと、私なりにお話しを申し上げたら、ちょっとそれは待っててくれと、控えていただいという要望がありましたので、それ以後の私のお参りはまだしてないところでございます。

また、原因不明とした教育委員会の判断でございますが、これまで調査結果や資料、そしてアンケートをもとにした玉名署や先生方の生徒への聞き取り、そういった精査したものの結果を踏まえてからの判断でございます。アンケートの結果、悪ふざけ、ちゃかし、いたずら等は友だち同士で起きていましたけれども、それが今回の生徒の死と直接結び付くものはなかったという玉

名署の見解も踏まえ、また学校の報告も踏まえ、原因不明という結論に達したところでございます。先ほど報告しましたように、お参りも昨日3年全部がしたと、なお明日が卒業式でございますが、卒業に際しての卒業アルバムを作成するわけでございますが。

(もういいです。)

いいですか。

○議長(多賀勝丸君)

10番 杉本和彰君

○10番(杉本和彰君) 質問を行います。たくさん今言われたことであるんですが、まず「学校を窓口」と言われたんですが、今、国のほうは学校だけが窓口じゃないですよ。教育委員会は、学校のみならず、保護者からの相談も直接受け止められるような教育相談体制を整えるとともに、相談窓口について広く周知徹底を図る必要があるというふうに国は言っております。どうも教育長の言い分を聞くと、学校が学校が学校がというのがありますが、学校じゃなくて、やはり教育委員会がこの件は主体的に動いていない。だから今のような状況ができとると思うんですよ。その件で、その件の答弁と、あと一つこれ教育長は教育者です。どうも私は教育者でもありませんが一般論を言います、私なりの。

教育長は7月25日には、「いじめが原因ではない」と言っている。これは教育委員会議事録からです。私も亡くなる前の10日間ほどを家族のほうにお伺いしました。まず自転車のパンク、またかぎへのいたずらが二日連続続いております。学校から番城グラウンドまで重いバッグを持って走っております。そのあと、いたずらされても本人は笑っております。これはもうあきらめですよ、人生への。アンケートでも生徒は精神的に追い詰められた様子がたくさんあります。これは心理学的に見てですよ、人間だれしもですが、もう最後にどうしようもないときは人間は笑うんですよ。そして、そのあとは透明になる。つまり死を選ぶわけですね、死しかないんですよ。いじめかどうか判断するのはもちろん本人です。本人は遺書も何もないですよ。だからとおりの一辺倒じゃなくて、本当にこう教育者として率直な答弁を再度求めます。

それと、先ほど「校長先生が給食を本人のために置いている」と言われました。そのおかげで迷惑しているのは家族なんですよ。子どもたちから言わせれば、学校側がきちんとした説明を生徒諸君にやってないもので、嫌な感じに受けとってるわけですよ。非常に教育長が言うのはとおりの一辺倒はそうなんだろうけど現実は違うとですよ。そこらへんについて、はい、答弁をお願いします。

○議長(多賀勝丸君)

教育長 井上忠勝君

○教育長(井上忠勝君) 今まさしく学校も開かれた学校づくりということを一般的にも言われてますし、町内の学校にもお願いをしているところでございますが、それとともに教育委員会も開かれた教育委員会ではあらなきやいけないと、私も考えておるところでございます。ですから、直接委員会に訪れられる町民や保護者の方もいらっしゃいます。この件につきましても、8月13日、遺族の方がおいでになりました。そのおいでになった中身の一番中心はお願いでございまし

た。というのは、このことが起きたあと、精査中でございますけれども、結局だれかがいじめたっじやなかろうか、だれが原因じゃなかろうかというあらぬうわさが出回ったというのも事実でございます。それをお聞きになった遺族の方が非常に心配されました。そして、そのうわさに上がっているのが自分のよく知っている子どもで、その子どもはそういうことは絶対するような子どもではないんだと、自分はもう信じてると、そういうことを考えると、このうわさを早く払拭してほしい。だから早く第2回の説明会をして保護者にも・・・をしてほしいというのが、私への願いでございました。

また、その折に、学校や校長先生の対応が最初の当初よりも若干最近はぬるいような気がするので、これまで以上にまた一緒になって対応してほしいというこの二つが大きな要望でございます。それを受けて私、早速校長先生を呼びまして、そのあらぬうわさの払拭、さらには先生方、また校長先生を中心にしながらの対応をしっかりしなさいと指導をしたところでございます。

2点目の私教育者としてどうとらえるかと、今議員がおっしゃいましたように、毎日本当にいじめ等、また体罰等の問題は新聞等をにぎわしておりますが、私は教育者として子どもがおるから私たちの仕事がある。子どもがいるから学校があると、これが私の教育信念でございます。私の一番師匠としていらっしゃる方が、私が校長になったときにおっしゃったのも一番大切なのは子どもの命を守ることなんだと、学校を燃やさないことだと、この二つ必ず肝に銘じておきなさいと、いろんな行為が本当に今議員がおっしゃるように、ただ単に笑っておったから何もなかったというのは私は絶対とらえておりません。深く心の底まで響くような人間関係、そのために学校は、先生がいつもそばにいらんだということで努力をしておりますし、また、教育目標も年度途中からでしたけれども、あえて変えて子どもに訴えております。

また、先ほど小山議員からも質問がありましたように、そのとらえ方は非常に難しゅうございます。子どもによってとらえ方、だから笑ったからいじめはなかったんだというとらえ方は全くいたしておりません。その奥にある子どもの悩み、それを絶対にやっぱりつかめるような教職員づくりを目指さなきゃいけないというふうに思っておりますので、今後さらに、今、議員がおっしゃったようなことを学校現場に徹底させるとともに、私自身の心に深く刻み込みたいと思っております。

それから3点目の給食でございます。今、議員がおっしゃいましたのは、遺族の方にかえって心配かけているということでございましたが、誠にもって申し訳ないと思います。私は、そのことを知りませんでしたので、校長先生が最初給食費を払うから給食をいつも一つ置いてくれということが実際あったんです。そのとき検討をしまして、やっぱり生徒が亡くなったという事実は事実でございますので、お金をもらうわけにいかないの、今の校長先生の給食を亡くなった子どもの席に置いて一緒にいただきますをしようと、本当に亡くなった子どものことを思った校長先生の配慮であるというふうに、私非常に喜んでおったわけでございます。しかしながら、そういう事情があったのはわかりましたので、早速校長先生にも報告し、改善をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。

いろいろ言ってもらいましたが、「教職員への徹底」とか言われましたけど、残念ながら12月も言いましたが、ほとんど小学校の先生とか何も知んなはらんという状態ですね。小学校の先生に聞いたら、よその町の小学校の先生から聞いたったいということも言われました。やっぱり現場の教師が知らない、やはり命の教育とか、本当にこういうことを未然に防ぐ再発防止ができないというふうに考えます。

それと私も正直な話、本会議の場所でこれは言おうか、言わまいかと考えていたんですが、正直いうと今日私、ホワイトボードを借りてこようかと思ったんですよ。いじめられとる物体ですよ、それと筆箱、たくさんのいたずら、カッターで切つてあるというものですよね。それとか女子トイレへのスリッパの投げ込みが、何度も何度も何度も何度もあっていますよね。これ思春期の子どもにとってはきついですよ、残酷ですよ。

子どもたちはどのように表現しているかと言われると、先ほどから弁解されていますけど、「いじめられていたことは知っていたのに何も注意できなかった」、「異変に気づき助けることができたのではないか」とか、「もう一度調査してください」とか、「女性の名前で呼ぶ、クラスでもみんな女性の名前で呼んでいた」、「2年生の終わりごろから一人でいることが多くなった」、「嫌なことをばらす人がある」、「行き過ぎたいたずらを先生に言わなかったことを後悔している」、「毎日男子から極度にいじられていた」、「ズボンを下ろされていた」、先ほどズボンはいたずらっぽく言われましたけど、二日に1回下ろされていたという表現をしとるアンケートもあります。二日に1回です。「こぶしより大きな石を腰に投げた」、その次は「いつもみんなにけられていた」とあります。

本人にとっては、これいじめですよ。首を絞められ失神したときもあとの対応はいかがなものかといろいろとありますけど、そこらへんを含めて、それとやはり、私、教育長あまいと思うのは、いじめの定義が国のほうで変わってますよね。前は「継続的に」とかあったけど、今は「継続的に」という言葉はないですよ。「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」これをいじめとすると国のほうは言ってますよね。そこらへんとどうも教育長の先ほどの答弁を聞いてるとあまいと思うんですよ。これ何で言うかというんですよ、こういうアンケートもあるんですよ。「普段明るくみんなからとても厚い信頼を受けていました」、「走るのも早く、頭もよく、すごく懂れていました」、こういうアンケートもあります。これ、教育長もう1回きちんと実際今日教育委員長にもお願いしておるわけですか、何でかという、はっきり言うと教育長は元三加和中学校校長先生、教育委員長は元菊水中学校校長先生という、教育委員会と学校というのが違う団体みたいですが、本当は人事面で非常に深い深いつながりがあります。ましてや先ほど教育長いろいろ言われておりますけど、結局学校も教育委員会も、この事件の当事者ですよ、当事者で本当にこれがこうなんだよと、結論づけられるものではないと私は思うんですよ。今の点について答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今議員のほうがいくつか事案を言われました。

もちろん「いじめの定義」は18年までは「継続的」とか「長期的」とか「一方的に」というような言葉があったんですが、今は受けてる者がいじめというとらえ方をすればいじめの概念になるというような定義になっております。それは十分承知をいたしております。そういうことは、学校現場も十分とらえているわけでございます。今いくつかお上げになったことを、私はこの重大なことが起きたときに一番大切なのは事実だというふうに思っております。その事実のみをお伝えしてきたつもりでございます。

そして、この精査も本当に複数の先生が子どもとじっくりヒアリングしながらやったことでございます。あのアンケートの精査をしたのは、あとの質問にもありましたけれども、当然遺族のほうにも差し上げました。それが僕は見られたんだろうと思いますが、警察のほうも事件が発生した折からずっと子どもの聞き取り等が続けられておりましたので、必要ということで差し上げました。そして、私たちももらいました。教育委員も見ました。その中で、その精査した右側の、左側はまさしく最初に子どもが、こうじゃなかったかな、こうだったかな、記憶が定かでないことまで書いているのもたしかにあるんです。事実もあります。否定するわけではありません。だからそれをさらにきちんと本当のことを知りたいということで精査した、だから僕は右側の精査というのは非常に価値のあるものだとはとらえております。しかしながら、左側の最初の出た声も大切にしないといけないということは学校にも伝えております。その精査を例えばホワイトボードというのありましたが、あの件には、あれは小学校のときから亡くなった子ども部屋に飾ってあったものとお聞きしております。私も実際見ました。その記事を書いたという子どももあって、「私は書いたけど、すぐ消しました」と、しかし遺族のほうはもっとだれか書いたことがあるはずだ、しかし、精査の結果それは子どもからのことはなかった。それ以上責めることはできません。

それから、女子トイレのスリッパ、これも右側の精査を見ますと、何度かあるんですが、この亡くなった生徒のメール友だち、女性のメール友だちがおります。その名前を友だちに伝えたのは本人でございます。やっぱりうれしく、楽しく、言ったそうでございます。だからそれを言って今度は友だちがひやかしたというのも事実でございます。それを言って逆にいうと喜んでいる場合もあるし、このスリッパでいうと、ひやかされたということで亡くなった子どもが、その子どものスリッパを、靴を女子トイレのほうに投げたというのもここにはっきり書いてあります。ですから、やったりやられたりというのが事実はもちろんあります。

それから、「けり」というのも先ほど申し上げました。これもふざけで、あとが付くような「けり」じゃなくて、遊びの中でじゃれあった中でやっているということのあれは僕たちはじゃれ合ってやっていたんだと、痛いようにけったりなんかじゃなかったという精査の内容もございます。自転車のパンクはたしかにありました。ですから亡くなった子どもが番城まで走っていったと、これは深く学校も反省し二度とそういうことがないように指導したと聞いております。

そのように非常に内面は難しいところはございますが、精査の結果は学校も私たち教育委員としましても、それをじっくり読みながらから、いろんなからかいや、悪ふざけや、いじりいわれがあったけれども、それが今回の亡くなった生徒の直接原因にはやっぱりなるものはないなというのが私たちのとらえ方であり、学校のとらえ方。さらにもう一つ私たちが専門的な見地からの意見として大切に受け止めさせていただいたのは、事の起こりから玉名署のほうで当日から子どもへの聞き取りを行っていただいております。それは、ずっと最終的な見解が出るまでしていただいております。その精査の結果を一番私たちは大切にしたいつもりでございます。

最初に、警察の最初の事の起きたあとの聞き取りのあとに感想としてお述べになっている言葉がありますが、これは保護者会にも説明をしておりますが、どこの学校にも大なり小なりのいじめ的事実はあると考えています。しかし、今回の聞き取りでは、これだという事案は認識できませんでした。いじめは、いじめを受けた本人がどう認識するかで決まります。ですから100%ということではありませんが、今回の件に直接関することは認識できませんでした。さらに精査したものも含めて、そして遺族からの依頼も受けられて、子どもの聞き取り調査も保護者の納得のもとにやっていただきました。

そして、最終的に8月15日に遺族のほうに署のほうから報告がなされております。そのあと、8月17日に学校においでになりまして、私当日出張でございましたので、うちの課長、校長、教頭のもとに報告なされたのは「暴行傷害や器物破損が立件されるような事実は現段階ではなかった」、15日に遺族の家に行ったけれども、説明したが納得はされてないと思います。しかし、事件としてとらえられるようなことは見つかっていません。亡くなった生徒さんのいろんな資料も十分見せていただきました。しかし、これで終わりということではありません。また、新しい事実等が出れば、また私たちも聞き取りをすることになります。これが公的な見解だと受け止めております。このような客観的データ、また資料、見解をいただきまして、結論を出したところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今警察のことを言われたんですが、警察と学校の現場とは、あんまり関係ないと私は思います。だって今全国的に自殺等があるけど、あからさまに見えるようないじめはほとんどないというのが国の考えですよ。前だったら、それはあからさまなことがあったんだろうけど、今はあからさまに見えないから第三者委員とかいろいろあるわけですよ。関係者だけでしても私は意味がないと思います。

個人名は言えませんが、教育長はそう言われておりますが、中学校の先生2名ほどは「いじめの可能性が高い」というふうに発言されてますよね。それなのに8月22日議事録より、教育長は、「責任をもっていじめはなかったと言えるようにしなければならない」というふうに発言されてるわけですよ。何を根拠にいじめはなかったと言えるようにしなければならないのか。非常に疑問ですよ。ましてや今の学校というのは、問題を隠さずに対応できた教員や学校をプラス評価するようになってますよね。それが先生の評価でもなっておりますよね、教員評価には、いじめ

の未然防止や早期発見、問題を隠さずに組織的に取り組んだとかありますよね。どうも教育長は、聞きよると、それは違うそれは違うそれは違うというような感じしか聞こえんとですよね。とかいろいろなことが、このアンケートでも教育長が違うというなら違うんでしょけど、私物を投げられていたとか、机にいたずらとか、物を隠す、持ち物をとる、毎日そんな日々が続いておりましたというの也有ります。定規を折られたとか、黒板消しで私物を汚されましたとか、たくさんの記述があります。ここらへんでですね、23分。

先ほどもちょっとありましたけど、その件と保護者説明会にやっぱり出席しないとわれとった件ですよ、先ほど「不信感」とわれましたが、やはり教育長がいつも受け身なんですよ、受け身なんですよ。これがやっぱり人の不信感、町民の不信感なんですよ。そこらへんはやはり、やっぱり教育長みずから動かないと、やっぱりさっきも言いましたが、学校の先生からも言われて教育内容は前と一ちよん変わらんとですて、僕らは何も知らんとですて、結構学校の先生は言われます。その件と、これちょっとカウンセリングのほうを先ほど言われましたが、8月4日、図書館にて生徒への聞き取りが行われておるんですが、自死後間もないころに先生ではなく、遺族がその進行役と聞き取りを行ってますよね、アンケートも出たすぐ、我が子が亡くなったあと。これ酷ですよ、なぜこのときも学校も教育委員会も主体的に動いてくれなかったんだろうて、これは本人、遺族もきついけど、対面させられた子どもはもっとかわいそうです。これは子どもに対するとんでもないいいじめですもん、本人に聞き取りをさせて、進行もさせて、それは対面する子どもはたまったもんじゃないですよ、こんなことが現実に行われてるんですよ。このときだってスクールカウンセラーに相談すれば変わっていた可能性は非常に高いわけですよ。スクールカウンセラーは、私も直接は聞いてないからあれですけど、間接的にはグループワーク、グループワークを使って子どもたちの気持ちを和らげながら進める方向があるんですよと聞きました。そこらへんが本当に配慮がない、遺族に対しても生徒諸君に対しても、こんなんで本当に我が町の教育は大丈夫なんでしょうか、お伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） さっきの議員のお話の中に2名の先生が発言があったということでございますが、それは私把握できておりません。きちんと精査してみたいというふうに思っております。

それから、学校現場への教育委員会の指導でございますが、私基本的には学校というのは、学校長がおりますので、学校長のやっぱり責任のもとに学校経営をやってほしいというのは私の気持ちでございます。ただ、その学校経営の校長の学校経営をやられるのに、それを支えていくのが教育委員会だと思っております。それから考えたときに、やはりいい意味での学校訪問、毎年1回は必ずやるわけでございますが、今後いい意味の学校の様子を見に時間があつたときには、やっぱりいったほうが本当いいなというふうに今思っているところでございます。しかし、基本的な考え方としては、校長を中心に学校経営をお任せしたい。そして私のほう、また教育委員会のほうで支えていきたいというふうに思います。

それから、8月22日の教育委員会の考えのまとめでございます。何々しなければならないという、たしかに議事録に書いてあります。この背景は、いろいろ資料、精査した資料、それからさっき言ったように玉名署の見解、それから学校の実態等を踏まえて、みんなでさっき言ったように直接的な要因は認められないという結論が出ましたので、それは教育委員としてみんな共通な意見として言わなければなりませんよという意味を私は言ったつもりでございます。

それから、いくつか例を申されました。あえて否定するわけではございませんけれども、例えば机のいたずら確かにあります。ただ、これは机にのりをつけあった、また陰口を書いたというの也有ります。双方でありえるというふうに精査をあります。物を隠す。これもかなりたくさんいろいろあります。筆箱を隠した、腕時計を隠した。そういうのも実際あっております。ただ、先ほどから言っておりますように、亡くなった生徒が一方的に集団で、又は個人で継続的に、長期的にやられていたというような、隠されていたというような事案は上がっておりません。やっぱり楽しみの中で、そういう悪ふざけがあったんだなと。ただ、この精査を終えて私学校現場にもお願いしたのは、子どものいじめの概念のとり方として、例えば、仲良し同士だから何でもない、ひやかし、からかいでも、それが一番仲良しではそうないから、例えば教育相談でも言わなかった。アンケートも書かんだった。しかし、それが自分のAという友だちはそうだろうけれども、Bという友だちは必ずしもAと同じじゃないというあたりを十分知って、友だち同士の「つき合い」、また「からかい」とかそういったものをしていないんじゃないか、また何か同じような形ですと片一方は非常にその行為が心を痛めるつらいものになるんだと、そのあたりのいじめの概念、すなわち、あの子どもたちは「いじり」というのはすべてそうしたものをすべて「いじり」です。だから中には「いじり」しあっているのが、とっても仲良しだというようなとらえ方をしている子どもがたくさんおります。そのあたりの今後の基本的な考え方の指導は必要だと思っております。

それからもう一つ付け加えさせていただきますと、さっき議員がおっしゃいました。このアンケートの精査を読みますと、本当に半分ぐらいは亡くなった子どものことをとっても褒めています。下の学年1年、2年も同級生も、「とっても頼りになる子どもだ」と、「勉強を教えてもらった」、いろんな言葉があります。それはもちろん遺族のほうにもお知らせしたところでございますが、しかしながら、今回の件につきましては、本当に保護者の心の痛みわかりますとともに、私たち心底から反省をし、絶対に二度とこういうことが起きないようにしたいと、また先ほどおっしゃいましたけれども、新しい学校が建って大丈夫かいという議員の本当に心配な面、深く受け止めさせていただきます。これだけのすばらしい教育環境を町を挙げて、議会挙げて、おつくりいただくその重大さというものは、教育委員会はもとより学校も十分受け止めてるわけでございますが、先ほど聞きますと、先生たちがあんまり知らんと、教育長はいろいろ出しとて言うばってん現場の先生は知らんばいとおっしゃいました。私の不徳の致すところでございます。今回の3月の校長会でございます。もう一度真摯に私の願い、思いを伝えて学校の津々浦々までほかの先生までわかるようにしてほしいなと、この件につきましても遺族から中学校の町の町費でおいでいただいている人に聞いたら、十分に情報を知らないんですよというのもありました。今思

いますと、まさしく議員の指摘はそういうところもあるんだろうなというふうに思っておりますので、再度反省をし、全部に理解し、実践に移し、そして町民はじめ保護者の信頼にこたえるべく学校づくりに努めてまいらせていただきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。

私教育委員長に求めてましたので、一言だけ教育委員長に質問というよりも、これは委員会の議事録なんです。こんなに分厚いんです。こんなに分厚いんです、この半年間で、残念ながらこの件に関しては教育長の報告だけなんですよね。やはり、5名の教育委員さん、これをもう1回きちんと議論していただきたい。教育委員長にこのリーダーシップをとっていただきたいというふうに考えます。どうも教育長の考えはもう決まっているような考えなんですよね、だからもう1回、その教育委員さん5名で精査していただきたいというふうに考えます。一言よろしいですか。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 今議員のほうから御指導ございましたけれども、まさに数度にわたってこの会のことにつきましては、私の教育委員、検討いたしました。そして、先ほどから教育長のほうから具体的な経緯等も説明させていただきましたけれども、さらに先ほどの議事録等の中身の件でもお話がありましたけれども、私ども再度記録もあわせてながら検討をしっかりと、すばらしい学校づくりにやはり頑張っていきたいと、そして二度とこのような事故を起さないように、教育委員会、それから学校、それから保護者、地域の皆さんの御指導をさらに承りながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） そうですね、こういう問題はどこの学校、どこの地域でもある可能性が非常に高いと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えます。

ちょっと若干違うんですが、執行部の皆さんにお断りを申し上げます。

最後に質問を入れとるんですが、今日は3月11日、東日本の大震災というところで、我が町の件で少し質問させていただく予定でございましたが、時間の都合上次回に持ち越したいと思っておりますので申し訳ございません。

ただ、私が言いたいのは両方ともなんですけど、教育委員会も町長部局も、やはり私の前にいらっしゃる執行部の皆さんと議員14名、やはり町民各位の命を守るという大きな義務があると思いますので、そこらへんを念頭において今質問させていただいております。

時間も残り少なくなったわけですが、学校も生徒も町の教育委員会も、何も問題なかったで終わったらいかんのですよね。尊い命、本人の気持ちはだれも代弁できません。遺書がないですから、やはり本人の気持ちになって、やはり考えていかないと、本当に今ある小学校、中学校、本

当にそこらへん心配してます。明日は卒業式だし、その次は入試、公立高校の発表です。生徒諸君にも気持ちよく学舎を卒業していただきたい。ですが、やはりこれは皆さん心に残るものだと思うんですよ。やはり、先ほどのときも学校とか教育委員会、家庭、また大きな力であります地域、地域が連携していかないと学校教育だけではいけないというふうに考えております。教育長、正直に言いますと、いじめは否定されますか、否定されませんか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 先ほどから申し上げておりますように、今回の件におきまして、からかいとか、いじわるとか、悪ふざけとか、いじめがあったのは事実でございます。ただ、今回の子どもの精査をした中で、今回の一人の子どもの死に、そのいじめが直接その原因となるようなのは、私は、委員会もそうですけれども、なかったというのは揺るぎない信念でございます。

なお、先ほどおっしゃいましたように、一人の命というのは重いものでございます。お母さんの言葉に「命はリセットできないんですよ」という言葉があります。まさしくそのとおりでございます。この現実というのは、本当に最初に教育委員会、私の考えを申させていただきましたが、本当にどうしようもないものでございます。あれ以来、私は本当しばらく眠れないぐらい悩みました。全く個人のことでこんなことを申し上げると、本当にこんな議場で言っているのかわかりません。ただ、私毎月1回は行きつけのお寺にいて、町内の子どもの安心・安全をお参りします。お百度参りをいたします。亡くなった子どものことも、いつもそのお参りの中で冥福を祈っております。それで済むということは全く考えておりません。ただ、本当に深く私は深く深く、そしてまた、私の孫は亡くなった子どもと同じ名前でございます。私生きてる限りなくなった子どもの名前も、私からその孫とともに離れないと思いますし、ずっと冥福を祈っていきいたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 実に立派な答弁をいただいたわけではございますが、何かしらやはり問題を隠さずに対応できたかという、ちょっと疑問な点も正直な話持っております。先ほどもありましたけど、やはり当事者である学校、また教育委員会がやはり判断するものではないというふうに私は思っております。この事実、やはり第三者的な方、法律の専門家なり教育の専門家なりが入れられてしないと、何か町民皆さんの信頼が危うくなるような点も多々あると思います。さっきも言いましたが、今の世の中あからさまに見えるようないじめは全国的にありません。そう簡単にわかるものでもないというふうに考えております。

私、最初にも言ったんですけど、いろんな情報の裏を取ることとか、実際不可能かもしれんですけど、それをしないと本当に被害者の人権、遺族の人権、本当に人権ですよ、人権が軽く見られてはいけませんよ、だからやはりもう一度、教育長、本当にこの件を第三者に委ねる気持ちはございませんか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 議員の中にもこのことについて御質問がございました。玉名署のほうの見解の中にもこれで終わりではないという言葉もありました。これまで出ております事実、その事実をもとに今回判断をした結果でございますし、これまで精査した、又はデータ等をきちんとまとめ、そうした中での以外に新しい事実等が出れば、また対応も変えて、考えなければいけない、委員会で考えなければいけないというふうに思っております。

今、私から第三者委員会をする、しないというのはお答えできませんし、必要ならば教育委員会で検討をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、まあそうですね、そうしか答弁はできかねるかなというふうに考えます。

これはちょっと発言しにくいんですが、8月28日に教育長室で遺族に対して、「騒いでよかですか」というふうに話されております。これはいかんですよ、我が子の真相を聞きたいときに。やはりこれはマスコミの、後ろにマスコミさんいらっしゃいますけど、マスコミさんのことかわからないですが、「騒いでよかですか」と、遺族はこのアンケート結果をみ、我が子の現実を知り、非常に不安定なときに、どうも先ほど言いましたけど人権、私は非常にこれを聞いたときに、非常に憤慨しました。

それと、先ほどからアンケートのことを言っておりますけど、ある先生は「いたずらされたり、したりすることを本人がいじめと感じていたなら原因になる可能性があると思う」というふうに書かれております。非常に勇気のある先生だなと私は思いました。だってですよ、あれだけ陸上に燃えとったのが、最後の大会ではレーシングシューズも履かずに競技に参加してますよね。大きな異変ですよ、3年生にとって、ここらへんからやはり何か欠けていたんじゃないかなというふうに私は思いますが、御見解をお伺いします。

○議長（多賀勝丸君） 残り時間が少なくなりました。簡潔に答えをお願いいたします。

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 申し訳ありません。最初に何が騒いでよかですかと、どの場で私が申し上げたことでございますでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 8月28日、すみません、9月28日、まず中学校にいきまして校長先生がいらっしゃらなかったの、教頭先生と面談、その後、教育長室にいったと。その場でいろいろ話をしよつたら、「騒いでよかですか」と言われたと、僕はそれで非常にあったと。本人じゃないですからこれ以上は言えないですけど、そこらへんでやはりいろんな信頼関係を非常に私は不安視し、この一般質問をするという決意を決めた現実の言葉がこの言葉でした。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） おっしゃった方がどなたか私わかりませんが、私の気持ちは避けて言ったんじゃないで、事の重大性があるから中身を十分知って対処してほしいという気持ちが言ったというふうに、もし言ったら、そういう気持ちで言ったと思います。

それから、一人の先生がおっしゃったというのは、本人が思ったら、それはいたずらですね、それは先ほどから私も申し上げているとおりでございます。ただ今回の折に議員もおっしゃったように、亡くなった生徒が、その「からかい」とか、「悪ふざけ」とか、そういうのをどう受け止めたかというのは聞くことができません。その子が一番つらいところでもございます。ですから、精査したことがすべての正しさとはとらえておりませんが、ただ判断の材料にするのは、それしかできないというのは、また一つの事実だと感じております。

ですから、まずはしかし、そういう悪ふざけ等がないような学校をつくらないかん。それが私たちに課せられた一番のものではなかろうかと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、杉本議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。午後は1時15分より会議を開きます。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊後議員の発言を許します。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 2番議員の豊後でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

先ほどからとがらっと変わりまして、傍聴席も満席でございます。ありがたいことでございます。本日は4項目について伺います。

まず、3月の季節を迎えますと、強い季節風が吹き荒れますが、今年は今までかつてない中国大陸からの微小粒子状物質PM2.5が降りそそいでおります。健康への悪影響が懸念されております。和水町としても何らかの対策が必要ではないかと存じますが、それでは1項目の浄化槽の普及状況について伺います。

環境保全や衛生管理上重要な事業と考えるので、普及率はどうなのか、あわせて未設置者への取り組みについて伺います。また、家族の減少により管理費用が負担であるとの声を聞きます。このような中で、対策等をなされているのか伺います。

それでは、2項目からは質問席にてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 豊後議員の質問にお答えをいたします。

浄化槽の普及状況についてお尋ねをいただいております。和水町の豊かな自然を守り、快適な住環境の整備と公共水域水質かん養を保つために、当町の生活廃水処理については、旧菊水地区では昭和63年から平成13年まで、個人が合併浄化槽を設置する際に町から補助を支出する個人設置型処理事業の実施しておりましたが、平成14年から町が事業主体となって浄化槽を設置する特定地域生活廃水処理事業に実施を移行しておるところでございます。

また、旧三加和地区では平成元年から個人設置型事業で実施しておりましたが、2町の違いを調整をいたしまして、平成23年から特定地域生活廃水処理事業で実施をいたしておるところでございます。この事業には、浄化槽の計画的な整備が図られ、これまで未処理のまま流されていた生活廃水の浄化が今後においては町が責任をもって維持管理に関与するので、法廷検査率の向上及び確実な維持管理を図ることができておるところでもございます。普及率及び未設置への取り組み等については、担当課長からる詳細にわたり説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では先月末までの浄化槽の普及率についてお答えいたします。

はじめに菊水地区から申し上げます。

菊水地区の個人設置型加入が495基、それから特定地域設置型加入が423基でございます。合計いたしますと918基となります。菊水地区の対象戸数が約1,400件でございます。普及率は65.6%となります。

次に、三加和地区でございますが、三加和地区の個人設置型加入が1,219基、それから特定地域設置型加入19基、合計いたしますと、1,238基となります。三加和地区の対象戸数が約1,500件、比率は82.5%となります。そういうことで、和水町の浄化槽の普及率は74.3%でございます。ただし、中央校区の一部につきましては、下水道事業を実施しています。下水道の現在の加入率が80.8%となっております。そのようなところで生活廃水処理の和水町の普及率は、下水道、それから浄化槽を含めると約78%となります。

それから、未設置者、未加入者への取り組みについてのお尋ねでございます。

現在、未設置者の多くは高齢者の方で加入負担金、それからトイレの改造費等の費用の負担が必要となりますので、経済的理由から加入されていないというのが現状でもございます。そこで町では、経済的負担を軽減するため加入負担金、それからトイレの改装費等につきましては融資及び利子補給制度を設けていますので、今後広報誌等によるPR活動を今以上に徹底をし、加入促進に努めたいと考えております。

それから、費用負担のお尋ねでございますけれども、特定地域設置型につきましては、町が事業主体となりますので、保守点検、それから法定検査、年1回の清掃等も町で行い、設置者からは使用料を徴収いたします。参考のために毎月の使用料を申し上げますと、1人世帯が2,100円、2人世帯が3,150円、3人世帯が4,200円、4人世帯が4,720円、5人世帯が5,250円、6人世帯が5,770円です。7人世帯以上は6,300円となっております。個人設置型の場合は、毎月の保守点検料の費用が必要となります。

では、特定地域と個人設置型の費用の比較でございますけど、当町も先月末の1世帯当たりの家族の人数が2.88、約3人でございます。そういうことで3人世帯の比較をしてみますと、特定地域の場合、3人世帯の毎月の使用料は4,200円、その1年分ということで、年間にいたしますと5万400円の費用となります。特定地域の場合は、3人世帯で5万400円です。それから個人設置型の場合は、5人槽、それから7人槽の毎月の保守点検料は1,790円です。年間の保守点検料は、単純にこれだけですと2万1,480円、これに年1回の清掃料金が3万810円、それと年1回の法定検査、これは県の浄化槽協会がやっておりますけど、これが3,800円、個人設置型の場合、計算いたしますと、年間の費用は5万6,090円となります。特定地域と比較いたしますと、5,690円個人設置型が高いということになります。

個人設置型を毎月の保守点検料は、浄化槽組合で決められておりますので、今後その組合とのちょっと話し合いをしたいなとも思っております。

それから、町への移管等の制度もありますが、町民への周知はなされているのかというお尋ねもありますけども、議員さん御質問のとおり個人設置型から町管理型への移行の制度はあります。でも町民の皆様への周知につきましては、毎年広報誌等で実施をしております。参考まで申し上げますと、よろしいですかね。平成24年度は4月の広報誌の21ページ、それと8月の広報誌の5ページに町設置型の記事を大きく載せております。また、その以前、平成23年12月26日は各区長様へ公文書で町設置型の浄化槽の普及につきまして周知のお知らせをしております。今後は、さらなる広報誌よりPR活動を徹底して加入促進に努めてまいりたいと思っております。

それから、参考のためですけど、非水洗化としまして、町内で自家製の世帯も数世帯あります。今後、住民課とも協議しながら指導をしていきたいと考えております。

最後になれますけど、新年度、25年度予算におきまして浄化槽の加入件数を30基、それから個人設置型から町管理移行で30基、あくまでも見込みでございますけど、予算を計上していることを申し添えておきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 非常に詳細にわたり説明を受けましたので、何も言うことはありませんが、というところとあれですが、やはりこれは住民にとっては、非常にありがたい制度でございますので、やはりPRを積極的にやっていただいて、少しでも住民の負担にこたえるようにですね、今後ともよろしく願いをしたいというふうに思います。

先ほど25年度の予算のほうも個人設置型30基、それから個人設置型の町移行が30基ということで、25年度に予算を盛り込んであるということで、私も安心をいたしました。近年徐々に菊池川の水質も良くなったように私は思います。数十年前には菊池川が子どもたちの遊び場であったように、私たちがそういう環境を取り戻すように力を注ぐべきと思いますので、今回取り上げさせていただきました。やはり、未設置の方へのやっぱり啓蒙促進も大事なことです。どうか嫌な言葉も出てくるかもしれませんが、やはりそういった環境に対しての認識を、改めて考えていただくならというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをしておきます。

あまりにも詳細な説明でございましたので、ちょっと早うございますけども、2項目に移りたいというふうに思います。

それでは、2項目のあばかん家の改修工事及び社会福祉協議会の移管について伺います。肥後元気村との指定管理契約期間終了に伴い、温泉を有効活用し、さらに総合福祉センター的な福祉サービスの拠点施設として、和水町社会福祉協議会とともに事業展開を進めるということでございますが、どのような事業をなすのか伺いたいというふうに思います。また、この中で移管するにあたって、町スケジュールのほうも先般いただいておりますけれども、その件につきましても、若干説明をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 豊後議員の2点目の質問にお答えいたします。

あばかん家改修工事及び社会福祉協議会への移管についてお尋ねをいただいております。

今議員仰せのとおり、和水広報3月号であばかん家は肥後元気村との指定管理契約期間3月をもって終了することに伴いまして、一時休館することといたしております。現在、御利用いただいている皆さん方へのお礼と今後社会福祉協議会が本所それから支所を統合するに伴いまして、和水町の中央に位置するあばかん家に拠点を移し、温泉を利活用した福祉サービスを展開していきます、社会福祉の事実を図っていくわけでございます。施設の改修の予算もお願いいたしておるところでもございます。なお、総合福祉センター的な福祉サービス、拠点施設として、和水町社会福祉協議会とともに事業展開を進めることについて、どのような事業内容を考えておるかということでございますが、このことについては担当課長よりる説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） それでは私のほうから総合福祉センター的な福祉サービスの拠点として、和水町社会福祉協議会とともにどのような事業をなすのかという御質問に対しまして、御答弁申し上げます。

まず、総合福祉センター的な福祉サービスと申し上げますと、非常に幅広くなると思います。大まかに言いますと、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉におけるような様々なサービスと考えております。現在、和水町の社会福祉協議会では、訪問介護、ホームヘルプサービス、それから虚弱高齢者日常生活支援事業、ホームヘルパー派遣事業、それに友愛訪問アクティビティ認知症介護教室、一般にいうふれあい会とかなかよし会でございます。それから、介護予防教室、筋トレと言いますけれども、そういう介護保険事業の委託のほかには社協独自で独居老人招待会を年に4回、在宅介護者の集いなど高齢者福祉に関する事業と、あと母子児童福祉関係では、一日ひとり親事業とか、クリスマス会や総合学習への支援として中学3年生の車いす体験や小学生への高齢者疑似体験学習の支援などを行い、夏休み中には児童デイサービスなどの事業を実施しております。

また、一般向けについては、心配ごと相談、無料法律相談やボランティア活動の推進啓発事業

等を行っております。そのほかにも、防災訓練等における炊き出し、昨日も実施していただいておりますけれども、炊き出し訓練等積極的に実施していただいております。

また、各種団体への活動協力といたしまして、老人会をはじめ障害者福祉協議会や母子会などへの活動協力も実施していただいております。このように高齢者福祉、母子児童福祉費などの事業展開をしておりますが、今後はさらに民生児童委員協議会の定例会をはじめとする各種福祉団体、老人会や障害者福祉団体、ボランティア団体などの会議、相互間の情報交換などができる体制整備を行い、新規事業として福祉相談日や介護者教室等を検討していきたいと考えられております。このような事業展開につきまして、町といたしましても側面から費用面等でございますけれども、積極的に後押し等していきたいというように思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 一応説明を受けましたけれども、ちょっとさかのぼって、ちょっと御質問させていただきます。

まずあばかん家の改修工事に伴う、地元の皆さん方との協議があったのか、それとあばかん家の検討委員会、もしくは社協理事会との評議委員会ですか、こちらでの協議の内容と、そういった何かいろんなことがあったんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのへんもあわせてお願いをしたいというふうに思います。

それと、まずスケジュール表はいただきましたけれども、何か早急にいろんな部分で肥後元気村との契約が切れるということで、早急に何か4月から町管理移行ということで進んだような気配がいたします。やはり、これは社協と福祉課合わせたところで綿密な事業計画にたったそういった議論がなされたのか。私はこれを見る限り、改修のレイアウト図も、先ほどおっしゃったこういう施策をやります、こういう事業をしますというのが何かマッチしてないような気もいたします。たしかに大広間の改修とか空調施設の新しく入れ替える、これはもう当然でございますけれども、それでは本当に温泉を活用したそういった事業がなされるのかなという気配もします。これは私の提案ですが、温泉を活用するということは、お年寄り、社会福祉協議会ですから、ある程度年配の方々の研修の場所だというふうに認識しますんで、お風呂に入られる、しかし何かあった時に緊急的なそういった措置が講じられるような医務室といいますか、そういう所が一つありません。何らかの緊急な対応をとるようなことを一つはそういう部屋も設けていただければというふうに思いますし、またこれもずっと続いて質問させていただきますけれども、温泉を利用しますので衛生管理者とか、ボイラーもあります。ボイラーの取り扱い作業主任等の配置が必要なのか、それと一番大事なことは、もう幾度となく出ております。レジオネラ菌、これの対策というの、一番大事だろうというふうに私思います。特にこのレジオネラ菌によります肺炎というのは、非常に人命を損なうような大変な病原菌でございます。社協が入って今まで肥後元気村の温泉担当はおったけれども、こういった要員的な配置もしっかりと議論されてやっておられるのか、そのへんもあわせてお願いをしておきます。それと、あばかん家のこの改修部分ですが、部分的な改修で、あとはほとんどタッチされてないような気がいたします。この予算も

5,500万という、かなり高額な予算を使うわけですから、もう少しやっぱり内部的に煮詰めをして、早急に4月からオープンじゃなくて来年の4月になりますけれども、もう少し準備期間を置いて、いろんな方向性を持った使い方ができるようにやったらいかなんだろうというふうに思いますし、何だか改修だけが先行して内部検討があまりできていないような気もいたしますので、そのへんもあわせてお願いをしておきます。

それから、これはいろんなところでお話を伺うわけですが、町民の中で、高齢者の一人住まいの解消といいますか、そういったところで非常にお年寄りの方が昼間はいいいけれども、夜が非常に寂しいという声を聞きます。できれば、夜だけ友だちとして、寝泊まりをできるような施設があればうれしいという声を聞きましたので、これは1回担当課のほうに話をしましたけれども、まだなかなか難しいという返事でした。あえて議会の中でお願いをしておきます。

それと今総合支所のほうで子育て支援事業をやっておられますが、子どもたちとふれあいの場ということで、高齢者のふれあいの場ということで、よければ子育て支援事業も、あばかん家内にぴしっとしたその事業ができるようなシステムも構築してはいかかなというふうに思います。そういうことをすることによって、緊急時における対応というのも大事なことです。まず周りに病院がございません。今までは前原地区でございますので、非常に緊急時の有明消防署も近くにある。又は、町立病院も抱えておるということで安心であったわけですが、今後そういったところまできめ細かいスケジュールの中に組んでいっておられるのか、そのへんも踏まえて、よろしくをお願いをしたいと思います。ちょっといろいろ申し上げましたけれども、全体的な流れとして説明をいただければ結構です。よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） あまり一遍で多くて、ちょっとすべて網羅しているかどうか分かりませんが、今わかっている範囲内で御質問にお答えしたいと思います。

まず、施設の改修内容につきましてですが、事務室を3施設予定しております。これは社協事務職員の事務室、それとシルバー人材センターの職員の事務室、それと事業職員の事務室、訪問介護職員とか介護予防職員の事務室を設ける予定で3事務室を設ける予定にしております。

それから、事業職員が利用するロッカーを1室設けたいと、それとあと相談室を1部屋、それと倉庫を備品とか机・いす等の収納庫として1つ、それとあと各種団体の研修会議室ということで約20名前後が入れる中会議室を1つ、それと調理室は調理実習や食事提供を行う各種行事での使用ということで調理室を1つ、それと大会議室の大広間、これにつきましては今まで畳敷きでしたが、フローリングということで、変えるようにしております。これはなぜかといいますと、ひとり暮らし招待会を年4回ほどやっていらっしゃる。約70名程度が御参加ですが、こういうとに今まではそのまま座ってでしたけれども、机に座ってというような形で、少し考えを変えていきたいというようなことで計画されております。

それから、あと各種行事等、それに先ほど申し上げました毎月っております民生児童委員等の会議室に使いたいということで、大広間の和室をフローリングというふうな形で、何もしない

ときにはといいますか、机・いすを使わない時の和室でも兼用できるように薄いやつを何が利用して使いたいというふうなことは聞いております。

それと、もう一部屋会議室を設けております。この会議室は今のところ予備会議室という形ですが、社協のお気持ちでは後々には先ほど豊後議員がおっしゃいましたように、お年寄りばかりですので、子どももいたらば非常にいいだろうということで、子育て広場のほうのをのちにはそちらのほうに集約させてほしいという気持ちで、今のところ計画の中にはできればということで一応会議室という部分の中でもっていらっしゃるところでございます。

それから、医務室ということでしたが、これはまだ今のところしておりません。今後検討していきたいと思います。

それとボイラー管理者ですかね、これについては温水ヒーターということですので、不要ということでございます。それから、入浴施設衛生管理者、これは必要ということですが、これは取得方法が講習ということですので、講習会を社協のどなたかか、又はシルバー人材センターのほうに、また委託されるかどうかまだ決まっておりますが、そちらのほうにお願いするかという形で考えていらっしゃいます。

それと、レジオネラ菌につきましては、今まで肥後元気村のほうでやっていらっしゃいましたように、今後も同じようなやり方でしていきたいということで、予算上は計上をさせていただいております。

あと宿泊というふうな部分を申し上げていらっしゃいましたが、今現在、日本全国いきますと所々には、タブロイドというようなところをNPO法人が立ち上げていらっしゃるところがあります。そのへんにつきましては、まだこちらのほうの県内では、そういうところがやっていらっしゃるところがちょっとないみたいですので、今後そういうところがもしできるのであれば、例えば社協さんのほうで、そういう形で、とれていけるのであればそのへんも今後の課題として検討していきたいということで、社協さんとのほうの話合いはしているところでございます。

議長、ちょっとわかる範囲はこれだけですが、あとまだ漏れがありましたら、よろしく願います。

○議長（多賀勝丸君）

2 番 豊後 力君

○2 番（豊後 力君） 私の質問が、かなり多かったんで、大変申し訳ないというふうに思います。

ただ、先ほどから言っているのが、子育て支援事業との連携の中で、じゃあ今すぐそういった立ちあげはできないかもしれんけども、ゆくゆくはやりたいということでございますが、だったら、最初からそれも大きな事業なんで、やっぱりこの中に一緒に提携をしながらやることによって、この予算も、かなりの予算を使うわけですから、また足りませんでした。こういうことをやりたいと思うけども手狭ですと、これが今までの、どうも何といいますか、行政のやり方に非常に私も不満があります。やるからには、ちゃんとした綿密な事業計画にのっとって、こういう町民へのサービス、福祉面のサービスをやりますというんだったら大きな予算を使ってもいいんで

すよ。ですからこれは一大事業なんですね本当は、これだけ社会福祉協議会と町とが一体となったこういった温泉施設を利用した事業形態に移るということは、ちょっとそこらへんの予算では、恐らく無理だというふうに思います。一番大事なやっぱり緊急時の、これが設計の中に反映されてないということは、これはもうまるっきり、こういうことがあってはなりませんけども、そういったことがなされてないということは残念ですので、是非この計画の中にはそういうところも入れておいてください。それはたしかに、看護師もしくはボランティアの方々もそういった看護師の免許を持っている方がいらっしゃるというふうに思います。ですが、やはり緊急時には、やっぱりそれなりの設備がないと人命にかかわるようなことがあっては、やっぱりこれは町の大きな汚点にもなりますし、住民の不安をあおるということになりますので、これは私の強い要望の中で一つ聞き入れていただきたいというふうに思います。

それから、衛生管理者、ボイラー取得につきましては、講習程度でいいということでございますので、何ら問題はないというふうに思います。

ただ、先ほどから言いますように、私は地元への今回三加和地区のほうに移行するわけですが、その近辺の地元の方々からも、非常なクレームがっております。たしかに今まで近くにあって便利だったなと思う半面、今度は遠くになるから非常に不便だという気持ちもあるかと思いますけれども、やはりこういった事業をしていきますよ、こういった安心・安全な福祉に生まれ変わりますよということを、切にやっぱり説明をすれば、おのずとそのへんの誤解は解けるんじゃないかなというふうに思います。やはり、これだけ大きな事業をするわけですから、ちゃんとした方向性をもって、お金がかかるんだったらかかるしこ出して、やっぱりやっていかないと、ちょこちょこちょこちょこと、何と言いますか、補正予算で上がってくるというのは結構今までありましたんで、やはりここは慎重に時間をかけてもいいんじゃないかなというふうに思います。やっぱりいろんな打合せスケジュールの中ですが、3月はいっぱいそれぞれの検討会が入っております。もう中盤になっておりますけど、本当にそういった打合せ、綿密な打合せができておるのかということを私は不安に思っておりますので取り上げました。やはり緊急時の対応、これだけは、是非この中に反映するようにお願いをしておきます。

それと、肥後元気村との協議等もびしっで行われておるのか、4月から町管理になりますけれども、たしかに今まで500万程度の予算措置を講じてやってまいりましたけれども、今後も恐らくある部分の予算措置も必要じゃないかなというふうに思います。そのへんはどういう考えでおられるのか、そこもお聞きをしたいし、それと温泉そのものを一般には開放しないということで、前回町長のほうからの話がありました。そうなりますと、恐らく入湯税も入ってこないというふうに思いますが、今から交流センターが一般向けの温泉施設ということになると思いますが、そのへんのマイナス的なギャップもあろうかと思えますんで、わかり得るところで結構ですのでよろしく願います。

なるだけ緊急時のための施設は、やはり安心・安全ということもしかと肝に銘じてちょっとお願いをしたいと。

それと、もう1点はスクールバスではございませんが、バスの運行、これはどういうふうな仕

組みにされるのか、そのへんもあわせてお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 数々の御心配、そして提案をいただいております。ありがとうございます。

まず、さっきのお尋ねにまだお答えしてない部分が社協に関して、るるきちんと理事会、評議員会そうしたことにしましては整っておるのかということに関しては、まだお答えができておりません。このことに関しては、一昨年の秋にやはり支所、本所、2カ所事務所を持っておりましたので、8年目を迎えるに対して事務職員もここでお互い一緒になって、お互い問題共有しながら、しっかりとした効率のよい福祉事業に進めていきたいという思いの中で、事業所統一が秋に理事会、評議員会において結論づけられたわけでございます。じゃあ場所はどこにするかということに関しては、まだ学校跡地、またあちこち今現在のところ三加和の支所、そういう中でありましたけれども、元気村の運営の中であばかん家を切り離す、それによつては3月31日で終わるというような動きになりますので、じゃあそこを拠点として、ちょうど和水町の中央でもありますので、しかも温泉を活用した形の中で、ひとついい福祉事業を展開したらどうかということで1月30日の理事会、評議員会において全員一致でそこらへんが結論づけられたところでございます。そして、全協にて皆さん方に今後そのどのように展開していくか、工程表も示しいたしておりますが、場合によっては途中変更することもありますけれども、原則として議員の皆様方にお示ししておるような状況の中で進めさせていただきたいと思っております。

それから、やはり温泉活用ということになると、いつ事故があるかわかりませんので、医務室は是非という強い要望でございますが、専用医務室でなくて、いざというときには、そういうすぐそれに代わることのできるような、そういう配慮が必要じゃないかなというふうに常に1部屋も持つとくということに関していかがかと思っておりますので、かねがねは使いながら、そして事ときにはさっとそういう医務、そういうことに対応できるような施設になればと思っております。それから地域の方々に対する説明、もちろんこの菊水地域の前原の地域に関しても、今後しっかり説明をいたす予定でございますが、三加和地区の区長会においては、このあと22日にこちらから出向いて説明をいたすことといたしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 豊後議員さんの検討委員会のことがお尋ねだったと思いますけれども、やはり最初の発端は元気村、株式会社元気村のほうからあばかん家をそういう会社組織から外してほしいという旨の話があつてからいろんなことを検討委員会を設けながら何回となく検討はしてまいりました。最終的にはやはり、今、大体決定しております社会福祉協議会ということに落ち着いたところでもございます。その間いろいろそういう施設の改修とか、いろいろな事業あたりはやはり社協のほうからどうされるのか、それを伺いながら町のほうから今の段階ではあします、こうします、こういうこともしますというような状況ではございませんので、まずは社協

の計画を見ながら今後それに対応し、またさらなる町民の願いであります温泉を利用したことが社協の計画の中にいてないようでしたら、そのへんは社協とのまた協議の中で、今までどおりとはいきませんが、やはり何らかの形の中で、それを町民の負託にこたえてあげたいというのが今の私たちの考えでもあります。

やはり、ひとり暮らしの足を持たない、やはり交通のそういう手段を持たない人たちへのサービスをどうしていくか、そのへんが、今後のやっぱり大きな課題となるような感じもいたします。そのへんはバス運行の中で、社協のほうにはできないと思いますから、そのへんこの休館の間、まずは元気村のほうでどうにか、毎日とはいきませんが、週何日かは対応はできないかなという、そのような相談はしなければいけないなと思っております。

それから、先ほど一般町民の方々をすべてストップするというようなことですが、それも今新しい社協の事業に移行した場合でも、どうにかして町民の方々を温泉だけ入れられるようなそういう施設あるいは社協ができないときには何らかの形の中で、やはりシルバー人材とか、そういうあるいはボランティアの方々を募りながらできるやつはしていきたいというのが今の私たちの考えでもあります。

しかし、これはやはり社協との話合いの中でどこまでできるかわかりませんが町民の今まで利用された方々への思いをすべて伝えてまいりたいとそうように思っております。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 社協が、温泉経営というのはいかなものかというふうに思いますので、やはりここは、温泉を開放するというのはたしかに地域の町民にはありがたいことかも知れませんが、ここは割り切って、やっぱり温泉は交流センターだという具合にしていかないと、なんか社協の中に温泉があるけん社協の温泉にこうというようなことでならせんかなというふうに思いますので、是非これは、もうちょっと結論を今出せとは言いません。十分検討してやっていただきたいというふうに思います。やはりサービスと、そういったことのはき違えはしないように、社協は社協らしくやっていただくというのが一番いいかというふうに思います。

それと、もう時間もあんまりありませんけれども、一番皆さんが懸念されるのは跡地の問題です。よ、これもやっぱり同時進行しながら地域の住民の皆さん方には、提案をしていくというのが私はこの事業をする上には大切な部分だというふうに思いますので、やはり町が今まで管理しとったのが一般の方に移ってどうのこうのというのがあっては困りますので、是非そのへんも町主導型の中で跡地問題については、びしっと検討していただきたいというふうに思います。もう時間もありませんので、そのへんはよく御理解の上お願いをしたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいというふうに思います。

すみません。ちょっと私の質問の中で回答もちょっとよければ、今の中で跡地の問題と。

はいはい、もしそういう案があれば、お願いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 社会福祉協議会があばかん家に予定としてはこの秋にというか、今年の末、そこらへんで移るのかなというふうな予測をしておるところでございますが、その跡地に関しては、まだ地元にも説明に入っておりませんので、地元の意見を聞きながら学校跡地同様総合的に町民の公益性に添うそういう施設に検討してまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） それでは、3項目の集落の初寄りについてということで、これは前年各集落ごとに初寄り等が行われております。私も約9カ所から10カ所ぐらいの初寄りにお邪魔をさせていただいております。この中で、いろんな集落からの要望等があります。私もそこで即答できるものにつきましては、即答をしておりますけれども、やはりこれは町がやっていかなん部分については、後ほど回答するという事で伺っておりますので、これも毎年言うばってんなかなかできなきたいと、改善策を要望されるところはそういう声も聞きますし、また重要視されないところはなかなかできないということをお聞きしております。私もここにいろんな部分でもらって、資料をもらっておりますけれども、これがどういうふうな25年度の予算措置に生かされるのか、また即答できるものについては区長さんを通じてやっておりますということでございますが、このへんをもうちょっとせつかくの機会でございますので、こういう取り組みをしましたという事例があるならば、この場で発表していただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 3点目の集落の初寄りに対して、それぞれの集落からの要望に関してはどのように対応しておるかということでございます。正月から3月末までにかけて、数多くの集落の初寄りがなされるわけでございますが、できる限り私自身出席させていただいてごあいさつ、そして御要望を聞くわけでございますが、なかなか御要望に、内容においては、すぐ聞けるやつと、なかなか国・県そうした大きな財政規模にかかわるやつがございますので、そうしたことにしましては県につなぎ、できるだけずっと継続してお願いをいたしておるような状況で、町単独でできることにしましては予算が許す範囲内、即対応をいたしておるところでございます。具体的にそうしたことにする取り組み、それに対する要望に関する対応のあり方に関しては担当課長から回答させます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 豊後議員の初寄り時の集落からの要望等にどのように対応していくかとの質問にお答えいたします。

初寄りの出席につきましては、町長と出席希望の行政区に町長及び副町長あるいは各課長が出席し、各行政区からの質問・要望等を受けてまいります。その場で回答できる分については、それぞれその場で直接回答しておりますけど、その場で回答できない分については後日回答する旨を報告して帰ります。後日回答分の質問等につきましては、出席したものから総務課のほうでと

りまとめを行いまして、また担当課のほうに振り分けをしている状況でございます。それから、担当課のほうから回答が出ましたら、それについて回答書を作成して各区長さんのほうに回答を区長便のほうで、本年は3月1日に第1回目の回答をしているところでございます。初寄りが1月から最後は3月31日までというということで、長期間になりますので、要望等については、複数回の回答が出る可能性もございます。今年25年度の初寄りの要望数的には、36の行政区に出席をしておりまして、質問・要望等が全部で97件上がっております。そのうち35件は、初寄りのときの回答で担当課に確認したところ、その初寄り時の回答でよろしいということで、後日回答した分、3月1日の1回目の回答が62件ございました。

先ほど町長からもちょうとありましたように、各行政区からの要望等については、予算が伴うものとか、すぐにできないもの、県管轄分とか、河川事務所あたりに関する部分とかもありますので、そのへんはちょっとすぐには対応できないことになりますけど、その回答に対しての対応は各課のほうに対応していただくこととしております。要望等で今年出た分ですぐに対処した分というのは、特に大きいのはございませんけど、一つ庁舎の外で職員が喫煙しているところがちょっと見苦しいという意見が出ましたので、そのへんはもう喫煙場所は、目立たない所にちょっと今変更しているところでございます。

あと、かなり道路とかいろんな要望等が出てますけど、すぐはちょっと対応できない部分でございまして、新年度に若干は各課で予算を計上してある部分もあるかと思えます。そのへんはちょっとまだ精査はしておりませんが、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（多賀勝丸君） 残り時間が少なくなりました。もう1点質問事項が残っておりますので、簡潔に質問、答弁をお願いいたします。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） やはり集落での初寄り等には、いろいろそういった要望等が出るのは当たり前でございます。やっぱり難易度が高いようにずっと、今年初めてじゃございませんので、何年もそういった先送り先送りというような形でできている部分もあると思えますので、やはり風化させないようにひとつよろしく願いをしておきます。

それでは、最後の質問になりますが、最後に危惧される限界集落についてでございます。

少子高齢化が進む中、和水町においても例外なく限界集落になるようないくつかの地域があります。集落内にはいくつかの文化財もしくは共有する施設等を管理されておりますが、やはり少数になりますと、維持管理面においてかなりの費用負担がかかるということで懸念をされております。こういったことを少しでも緩和できるようにこれは私が勝手につけた名称でございまして、集落維持交付金等の制度を創設をしたらいかかなということで、実は担当課のほうにもちょっと話をさせていただきましたけれども、まず、そういう制度そのものはございません。ということで一喝されましたので、あえて取り上げて町長の真意を伺いたいというふうに思います。

それと限界集落になりうるような集落がもし町のほうである程度、数えというといけませんけれども、あり得るような集落が何カ所ぐらいあるのか、もしわかれば教えていただきたいというふ

うに思います。また、それから集落といいますが、限界集落という定義、そのへんもよければお話をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 時間がございませんので、簡潔にお答えをいたしたいと思います。

議員さんお尋ね、それぞれ各集落を回り、本当に少ない世帯、地域、そして高齢、限界、65歳以上高齢者の方々が過半数超えるような地域が生まれております。そういうところにおいてもちゃんと神社とか、それからいろんな祠（ほくら）、そうした管理もなされなきゃいけない。そこからへんに大変管理していることができないという危惧がされておるわけでございます。しかし、やはり神社仏閣に関しては憲法第20条、第89条に示してありますように、なかなか縛りがあるわけでございます。よって、交付金制度というのは使い勝手のいい縛りのない交付金制度を創設してはどうかというお尋ねであろうかと思いますが、それぞれ非常に考え方として思いはいいんですけども、なかなか難しいものがございます。よって、それぞれ集落と集落の合併、そうしたことに關して、やはりそういうものを管理しうるような状況、それに対して合併支援という形の中で、そういう交付金制度をつくってはどうかというふうに現在の数多い集落の中において自由に勝手にお使いいただけるような交付金制度というのは、なかなか財政上厳しいものがあるというふうに思っております。よって、今日の限界集落その状況、そうしたことに關しては現在の状況は担当課長から説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、限界集落の状況について説明させていただきます。

限界集落とは過疎化の中で、人口の50%以上が65歳の方で占められるという状況を指しておりまして、冠婚葬祭など社会的共同生活の意義が困難になっている集落という定義がございます。また、準限界集落という言葉もありまして、こちらのほうは人口の50%以上が55歳以上というようなことであります。したがって、現在のところ共同体の機能は維持できておりますけれども、跡継ぎの確保が厳しくなってきたおいて限界集落の予備軍というような位置づけになっている集落のところでございます。

ちなみに本町の限界集落等の状況は、人口の割合の定義だけで申し上げますと、66行政区がございますけれども、限界集落が4行政区、それから準限界集落にいたっては47行政区となっているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） これで最後ですが、たしかに今聞かして、準で47集落、これはもう大変なことだろうと思います。何とか、やっぱりこれを少子高齢化の波をどこかで止めていかないと、本当に空き家、前回議員の方から空き家対策の話もありましたが、やっぱりこれはもうどんどんどんどん危惧をするというふうに思います。たしかに今町長がおっしゃったように予算的

な部分もあるかと思いますが、仮に神社仏閣のどうのこうのではございません。やはりその中には、ほかの部分もあろうかと思えますので、あえて集落維持交付金という名目を何とか創設していただけるならというふうに思いました。

特に人口が少ないと、毎月毎月やはり地区民は積立てじゃなくても区費として、毎月払っとるんですが、やはり少数になりますと件数が少なくなりますと、1カ月何千円ぐらいしか集まらないという集落があります。やっぱりその中で、もう大きな出費をいたしますと、本当に、もうこんな所におりたくないというのが私は実情じゃないかなというふうに思いましたので、あえて今回取り上げをさせていただきました。どうか町長、こういうのはありませんじゃなくて、何とかそういうようなことを考えてみますというお言葉をいただいて私の最後の質問といたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 行ってほしいという意味は、本当にもう全く私も同じ気持ちでございます。よって、やはり行政区の再編、そうしたことをなさるところにおいては、本当にこれから5年間はこれだけ支援をしますよとか、そういうことは今後やっぱり、全体の定住事業とともに、そうしたことは今後考えていかないかん大事なことだと思います。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、豊後議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。2時35分より会議をいたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時35分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高巢議員の発言を許します。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 皆さんこんにちは。産業廃棄物最終処分場建設にかかわります対策につきまして、一般質問を行います。

公共関与による産業廃棄物最終処分場建設問題は、平成23年11月25日処分場にかかわる基本協定書の調印以降、今日まで町長は県当局と協議を重ねられ、去る3月4日環境保全協定書に熊本県知事、財団法人熊本県環境整備事業団、和水町長の3者により調印の運びとなりました。環境保全協定書は、地域の安全・安心の確保の観点から基本的に最も重要な事項であります。苦渋の選択をされ、建設に同意された関係地区住民の皆さんと誠意を持って対応していただいた県当局、県議会、町当局の関係者の皆さんの御苦勞に敬意を表して一般質問を行います。

まず第1点、建設計画発表から今日までを踏まえた思いと今後について町長の所見を伺います。

2点目、環境保全協定書、第4条、周辺環境調査を実施し、その結果を報告するとありますが、事業運営にかかわる事業情報、また相互の連絡体制はどのように対応されるのかお伺いをいたします。

3 点目、次に地域振興策について伺います。

環境保全協定書第11条に地域振興策を実施するとありますが、事業の基本的な考え方及び平成25年度事業の概要についてわかっていればお伺いをいたしたいと思います。

4 点目、環境保全協定書第12条に安全推進委員会を設置し、処分場の設置運営に関して意見を求めるとありますが、委員会の委員の構成、構成人数、任期等、わかっていればお伺いをいたします。

5 点目、処分場と和水町内の観光施設、歴史文化史跡、温泉等、また玉名地域の産業施設等とリンクさせた観光開発を検討されてはどうかということで、この5点につきまして、町長の考えを伺います。

答弁は簡潔にお願いいたします。以下は、質問者席より行います。

○議長（多賀勝丸君） 高巢議員の質問中ですが、そのままの状態ですばらくの間休憩いたします。

休憩 午後 2 時37分

再開 午後 2 時40分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 高巢議員の質問にお答えいたします。

議員は、産業廃棄物最終処分場にかかわる対策等についてお尋ねをいただいております。

本件に関しましては、特に地元議員として何かと長きにわたり御心配、御協力を願いました。

3月4日、環境保全協定調印式を踏まえお答えいたします。平成18年3月建設候補地が隣町の南関町下坂下に決定し、以来南関町の動向を注視しながら県の説明に耳を傾けてまいりました。特に、地元内田地区、長小田地区の両区長をはじめ歴代の区長様方には大変御心労、そして御苦勞をおかけいたしましたところでございます。しかし、将来のよき環境整備をもって経済発展を御理解なさり、受け入れやむなしとの苦渋の決断がなされたわけでございます。もちろん内田区、長小田区の心配は、和水町の心配ごととして町議会の皆様方全員が受け止めていただき、しっかりと説明を県に求められてこられました。

県におかれましても、安全確保を思いクローズド無法流型の施設構造を採用、安全性を極限まで求めると蒲島知事も示されたところでございます。さらに県は最終処分場廃止後においても、将来にわたり最終的な責任を負うという覚悟を明文化されました。ことの誠意が十分伝わってまいったところでもございます。

今後も和水町の願い、まちづくりに県に対して、なお一層の支援と協力を願ってまいりたいと考えております。それぞれ個々の質問に関しては、それぞれの担当より詳細にわたり説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 私のほうから2点目の質問と4点目の質問にお答えします。

まず2点目の事業運営に関する情報の開示、相互の連絡体制等はどのように対応されたのかの質問にお答えします。情報の開示は、施設の安全性を担保する意味で、非常に重要なものであると考えます。このたび締結しました環境保全協定書で環境調査結果の公表、立ち入り検査の結果の報告、万が一の事故等が発生した場合の報告等について、取り決めてあります。細かな点は今後、県及び事業団と内容を詰めていくところもあるかと思いますが、平成23年11月に提携しました基本協定書に基づき処分場の建設及び運営について積極的に情報を公開するものとするとして定められており、この原則に従って実施されていくものと思っております。

それから4点目の安全推進委員会の委員の構成、構成員数、任期はどうかの質問にお答えします。

安全推進委員会につきましては、環境保全協定書第12条に明記されておりますが、県、町、地元地区代表者等で構成することとなっております。具体的な内容は、今後決定してまいります。現時点におきまして、県の廃棄物担当課の職員、有明保健所の職員、町の担当課職員、町議会代表、内田区及び長小田区の代表者、それと南関町からも同様の構成で参画し、総勢約15名程度の構成員数になる予定でございます。任期につきましては、再任を妨げないとした上で、2年の任期とする予定でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、3点目の地域振興策について私のほうからお答えさせていただきます。

まず、2点ありますけれども、事業の基本的な考え方と平成25年度の事業の概要ということですが、事業の基本的な考え方でございますけれども、周辺環境の整備など、処分場を中心とした地域の振興を図るための地域振興事業の推進にありましては、熊本県知事へ要望した地元の要望事項を第一に考え、地域の交流促進や地域の活性化につながる事業を優先的に進めていきたいと考えております。

それから、平成25年度の事業の概要でございますけれども、熊本県から平成25年度に入りまして、地域振興策の事業の財源に充てる交付金が交付される予定であります。町では、この交付金をまず目的基金に積み立て地元の要望される事業を実施する年度に取り崩して、地元への補助金として支出し、事業を進める計画です。そのため今回の3月定例議会で、和水町産業廃棄物処理施設地域振興基金条例を上程しているところでございます。地域振興策にかかる実施事業については、現在地元の区長様と調整を図らせていただいております。地元の要望される事業のうち、平成25年度に実施する事業の詳しい内容、あるいは平成26年度以降に実施する事業の年度別計画の打合せを行っているところでございます。

したがって、平成25年度の事業につきましては、まず県から交付される交付金を25の積立

金としておりますが、実施する事業が決まり次第、6月議会になるかと存じますけれども、19節のほうに予算の組み替えを行っていただきまして事業を行う予定としております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） それでは、5点目の質問ということで、処分場と町内の観光施設、歴史文化遺跡、温泉、玉名地域の産業施設等とリンクさせた観光開発を検討してはどうかということにつきまして答えさせていただきます。

県は処分場を県北の環境教育の拠点施設とするとの考えを示しております。今後の検討とはなりますが、例えば、江田船山古墳やラムサール条約、登録地になった荒尾干潟などと連携した見学をするなどの方法もあるかと考えております。

いずれにしましても、平成27年度秋ごろの供用開始を目指すとの説明を受けておりますので、あと2年半ぐらいの期間がございます。町といたしましても、県及び関係市町と協議を行いまして、町にとってプラスになるような観光開発に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） ただいまそれぞれ詳細にわたりまして御説明いただきましたけれども、今回締結されました協定書は、処分場廃止後の先ほど町長からもお話がございましたけれども、「将来においても熊本県が責任を負う」と、また「処分場の増設は行わない」ということが明記されていると、さらには地域の安全・安心に対しての担保が確保されたことは、関係住民に対する最大限の誠意ある対応だと考えます。

当初の管理型方式から、より安全・安心を追求したクローズド無放流型に設計変更に至ったことは県知事の理解と、高度な判断をしていただいたことは、住民対話における成果であったと考えております。処理術は日々進化しておるなか、より安全性向上のために新規技術の導入を図り、極限まで安全性を追求していくとの知事答弁、相互信頼を図っていく上で、大変大事ななことかと思えます。建設は夏ごろ着工し、平成27年秋から運用開始が計画されているわけですが、埋立て期間が15年から20年、さらに埋立て完了後の廃棄物の無害化、いうなら安定化させる作業、この水処理ですけれども、これが10年かかるのか、20年かかるのかわかりませんが、いずれにしましても無害化が確認されるまで、この安定化処理をやらなければいけないということになりますと、今後30年ないし40年にわたって稼働するわけですが、そういったことでございますので、県、事業団、町、地元住民との相互信頼が一番大事かと考えます。町におかれましても、事業管理運営がスムーズに行われるように、町の立場からしっかりと対応をしていたくように切にお願いをしておきます。

また、地元の方々のこれからが本当の第一歩が踏み出したわけですから、長いつき合いがこれから始まるんだということをしっかりと認識いただいているかと思えます。そういった認識の上に対応していただきたいということでございます。1問目につきましては、そういうこ

とでよろしくをお願いをしたいところでございます。

それから、2問目の協定書第4条に周辺環境調査を実施すると、その結果を報告するとございました。先ほど課長から、詳細は今県と事業団と協議中だということでございますので、それで結構かと思います。先ほどから言いますように、埋立て期間が20年近くにおよぶということになります。埋立て後の処理水の無害化する期間中、処理水、浸出水、地下水、これは井戸の調査、それから河川水、民家の井戸の調査、こういった項目にわたって、年間延べ35回程度の、35回を超える調査がなされるわけです。内容は、化学物質なり重金属類の含有量の調査が予定されているわけですが、調査項目、内容、非常に専門的で一般の我々が聞いたところではなかなか理解できないというのが率直な私の思いでございます。安全・安心確保の点から最重要な事項項目でございます。情報は確実にわかりやすく、また確実に関係者のもとに届くように町としても細心の注意を払っていただきたいと、対応をしていただきたいと、いただくことが大事かと思います。期間も長期にわたります。そういったことを加味しまして町としてしっかり対応してもらうように責任の一端を担うわけでございますので、緊張感のある対応で取り組みんでいただくことを強く要望しておきます。

それから、3点目でございますが、地域振興策につきましては、今24年の12月13日、県議会の一般質問で、うちの県議の質問の中で、知事は処分場の完成後、「県全体の負担をこの地域だけに強いるのではなくして、県として県民全体としてこの負担をともに担っていくことが必要と思うと、このような考えのもとに、要望を踏まえ、住民の皆様が地域に誇りを持っていただけるよう処分場を中心に地域振興に努めていく」と明言をされました。今回の環境保全協定書の中で、地域振興策として、まずは全国モデルとなるような安全な施設をつくる。二つ目に、処分場を中心とした地域の振興が柱となっておりますけれども、振興策は町の要望9項目、地元要望13項目をまとめ24年の5月21日に知事あてに提出後、町と県当局と協議を重ね、積み上げられた結果として道路整備、別枠予算を確保するという、さらには交付金事業を実施するという、そのへんの月額予算の確保と交付金事業の公平性を確保していただいたこと、これが非常に配慮ある対応でなかったかというふうに私思うところでございます。

道路の整備の具体的な対応策は、すぐに検討がなされているのか。特に内藤橋から坂下の小学校まで、この区間測ってみますと5.8キロございます。うち菊水区間が2.1キロございまして、このへんにつきましては大牟田植木線、こういったところ工事が始まりますと資材運搬路、さらには稼働いたしますと、今度は産業廃棄物運搬車両の増加が見込まれるわけでございます。

具体的には、この路線どちらのほうから、整備がなされるのか、これは地元としては大変関心を持っておられるようでございます。南関方向からやるのか、和水町方向からやるのか、このへんはまだ詰まっていないかと思っておりますけれども、順序としては、やはり熊本県全体の産業廃棄物が、この玉名の地まで運んで持ってくるということになるわけですので、この基幹道路は、やはり大牟田植木線が一番だと思います。その次がやはり玉名山鹿線、やっぱり鹿本、菊池、阿蘇方面はこの大牟田、玉名、山鹿線だと思います。しかし、ほかのところは、やはりこの大牟田植木線を通じて、搬入されるということがほとんどじゃないかというふうに想定されるわけございま

すが、とするならば、やはりこちらのほうから整備をしていただくのが私は筋ではないかなというふうに思うわけでございます。そういったところで、町長はどのような、このへんお考えなのかお聞かせをしていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 高巢議員さんの場合において、今日まで進んできたその取り組みに関しては、もう十分御理解、御認識なさったおるわけでございます。いよいよこれから工事にさしかかるわけでございますが、工事広域道路に関しては、県のほうからどんなふうに入っていくというようなことに関しては、何らまだこちらには伝わってない状況でございます。こうしてほしい、ああしてほしい、それ以前に県の計画もあると思いますので、できるだけ早く地域の方々にそうしたことの説明ができるように取り計らってまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） はい、わかりました。県の計画もあることございますので、このへんは県ともしっかり調整をしながらやっていくということになろうかと思います。そこは理解しているところでございます。

しかし、次の点でございますが、内藤橋から以北に南関方面については別枠予算で集中的にやろうということでございます。しかし、内藤橋から今度は萩原までの大牟田植木線、このへんの整備については、先般の全協での説明では、「ほかの交付金等の事業を使って整備をしていきます」というような説明だったかと思います。そういったことで、大牟田植木線、非常に工事用の車両なり、資材運搬車等々、それから産業廃棄物運搬車両が集中的な路線、先ほどから申しますようになるというふうに考えられますので、早期の萩原までのこの内藤橋以南のこの路線の改修、これはやっぱり早急にやっていただくということが、これは大きな我が町としての課題じゃないかというふうに考えるわけでございます。早期改修に向けて県当局への積極的な働きかけが必要かと思えます。特に、この江田の交差点周辺、これはもう玉名山鹿線、それから大牟田植木線、3号線と6号線が交差する地点でございますけれども、ここは非常に従来から問題がある交差点でございます。このあたりについては、早急な対応が私は必要かというふうに考えております。過去何回も大きな事故があつて亡くなられた方もおられるわけでございますので、このへんについての積極的な働きかけ、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 南関の建設される場所からして、どのように道路整備がされるのかということでございますが、そこらへん県の方を今後早めに伺ってまいりますけれども、やはりこれから長いおつき合いをしなければいけない、そういう中でそういう産廃の搬入に関しては、台数というのはそう数、台数多い状況じゃないわけでございますけん、しかしそういうことをもって、またさらにそういう経済、そういう県の発展に資するそういう施設を持っているというような、

それに対する、地域に対するお答えとしてひとつしっかりと県道等の整備に関しては、別の意味からしてもやはり県のほうにものを言いやすい状況は持っておるわけですので、そしてまた、和水町としては合併したが上に合併支援という言い方もできるわけですので、そこからへん公共関与産廃に関する協力、合併支援、そうした双方の面から県のほうにしっかりと協力、理解を求めていると思います。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） わかりました。なかなかこのへんにつきましては、もう再々、必ず年に1、2回はこの整備問題出てくるわけです。特に合併支援道路という位置づけがされた路線が町内いくつもあるわけですが、なかなか進まないというような状況下、今度新しい政権ができて、大型の補正予算も組まれたことですので、大変私も期待をしておりますけれども、一歩でも二歩でも前に進んでいけるような施策がなされるように、また町長におかれましては、大変忙しいわけですが、積極的な対応をしていただきたいというふうに思うわけです。

特に、やっぱり大型バスあたりで乗って熊本の方面に乗っていきますと、この道路がいかに狭いというのがバスに乗ったらもうよくわかると思います。自分の乗用車ではなかなかかわかんと思いますが、特に電柱がいくつも立ってます、そのへんのをのけるだけでも大分違うかなと私は思いますけれども、やっぱりこの区間、大牟田植木線で、全く歩道がないのは、この和水町区間だけかと思います。そういったことで懸案事項が大変多ございますけれども、積極的な町長の対応に期待してこの質問は終わります。

次に、県提出の要望書の中に、県に提出された要望書が24年の5月21日、全5項目、それぞれ町の要望事項が9項目、特にこれは道路、管内の道路の整備が合併支援道路として位置づけた道路の整備がほとんどでございますが、この整備がしっかりと要望されております。それから地元の要望としましては、県道の整備、それから河川の整備、あらゆることが出ておりますが13項目ございます。今度、特に、この内田の方々が一番心配しておられますのは、この内田川の洪水時の氾らん、このへんの安全・安心が確保されていないというようなことです。昨年の7月の12日の折も急激な増水によりまして何戸かが床下浸水というような状況に陥っております。もちろん道路も通行止めになったというようなこと、やはりこのへんはもう再三にわたって町長も現場を見ておられますので、よく御存じだと思います。あえてまた今日こういったことを申し上げますけれども、これは、内田川の氾らんは菊池川からの水が押してくる場合と、上流部で降った雨で急激に増水すると、そして氾らんを起こすというような二つのパターンがあると思います。去年の場合は、両方重なったと思います。最初は上からの猛烈な雨の勢いで猛烈に水位が上昇した。そのあと、おちついた時点で今度は菊池川から押水で上がってきたと、それで県道が、町道がかん水したというような状況になったかと思います。なかなかこのへんは現場で見ないと理解をしていただけないんじゃないかなと思いますけれども、やっぱり地元の方々としましては、一番の心配の種はここだというふうに私は理解をしております。今後さらに上流部の開発が進んでいく

かだと思います。そうなりますと、余計水は急激に流れてくると、これは上から下には当然流れるわけですから、そういったことで、このへんにつきましては、御理解を県も十分理解をしていたいておりますが、なかなか進まんということです。特に、今内藤橋が建設中でございますので、県のこの前の話では「内藤橋が架け替えられ、そして今の古い橋を撤去した後の状況を見て考えていくんだ」というような説明でございましたので、そうしていただくということは間違いないと思います。ただ旧橋を撤去したことによって、今橋脚は8本ございますから、あれがダムになって相当水を持っているというのは間違いないと思います。だからどれぐらい水位が下がるとかというのは、なかなか先般も河川事務所にお尋ねしましたところ、そこはわからんというような回答でございましたので、なかなか計算上も出てこんのかなと、だから実際の状況を見ていろいろ検討するんだというふうに私は理解をしております。理解をそうしておりますが、やはりこのへんも積極的に町長として対応していただくということが一步前に前進していくというふうに考えますので、特に強力な要望をお願いしたいと思いますが、できますなら町長のお考えを一言お聞かせください。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お答えするも十分議員さん内容をおわかりいただいております。内藤橋においても今欄干といいますか、橋げた防御策、これは25年度の予算じゃなくて今年24年の補正で追加されまして、早急に進められておりまして、早い時期に供用開始なるんじゃないかなというふうに期待をいたしておるところでございます。そうなりますと、やはり予算的には25年度がゆっくり橋の撤去、そうしたことに向けられると、よって早い時期に撤去することができる、そういうふうに期待をいたしておるわけでございます。そうすることによって河川の流れというのは、相当水位は下がってくるんじゃないかなというふうな期待もいたすわけでございます。

それから、東日本大震災そうしたこともあって、やはり防災、そうしたことに係る予算というのは非常に伸びておりまして、菊池川工事事務所のお話によりまして一級河川菊池川にかかわる予算も膨大な予算が付けられておるようでございます。よって、築堤をすると同時に川をさらえるというようなことでございますので、やはり県においてもそうしたことに係る県河川内田川の床さらい、そうしたことにしましては県のほうにしっかりと要望をしてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） はい、ありがとうございます。ひとつよろしく願いをしておきます。

次、4番目の質問でございますが、安全推進委員会を設置し、処分場の建設運営に関して意見を求めていくということでございます。先ほどお話がございましたように、町それから地元の代表、総勢15名で2年間の任期で対応していきたいということでございます。この安全推進委員会、これは安全・安心で開かれた事業運営、さらには相互理解を図る上で、安全推進委員会の役割というのは非常に私は大きいと思います。早期設立が私は望ましいと思います。県当局もできるだ

け早く早急に対応したいというようなことでございますので、具体的にそろそろ動き出す部分もあろうかと思いますが、これにつきましては就任されました委員さんにおかれましての活躍を期待いたしまして、この件については質問を終わらせていただきます。

次に、5点目でございますが、今回県は処分場とあわせてこの処分場を環境教育の場として生かしたいという構想が先般話の中でございました。県南には日本でも類のない、いうならば企業公害、チッソ工場から出ました廃液で水俣病という日本でも類のないような企業災害がございました。このへんのことを二度とこのようなことを起こしちゃならないということで水俣にいきますと、このへんの啓蒙施設、展示館といいますか、そういったやつもあるわけです。

県北においては、今回整備されるこの処分場を環境教育の場の拠点として整備するということ、処分場は先ほどから何回も言いますように、クローズド無法流型では、私は国内最大級の設備じゃないかと思います。とするならば、やはり今後関係者の視察が国内外より県内外から多くの視察が見込まれると思います。さらには学校の修学旅行、いうなら環境学習の場として、足を運んでくれるというふうに思うわけです。ですから我が町として、この処分場とリンクさせたいというならば江田船山古墳、この歴史教育の場になると思います。江田船山古墳、それから田中城跡、このへんをやはりリンクさせて大々的に各県下の学校関係、それから観光業者、そういったところに織り込んでいく。さらには温泉もございますので、このへんを組み合わせた対応をしっかりと今のうちから、まだ時間はあと2年ほどございますけれども、しかし検討を早めにやっとかんとその時になってからじゃ私は遅いと思います。そういったことで、処分場と船山古墳なり、田中城跡なり、温泉を結び付けた対応。さらには、先ほどラムサール条約でこの荒尾の干潟が対応になっているということのお話ございましたけれども、大変環境の上から結構なことだと思います。

さらに、玉名市地域には大規模な太陽光発電施設がございます。これは自然エネルギーを利用した形での勉強の場になるかと思っています。また長洲には、世界に誇る大型の造船所がございます。ここは産業の教育の場、視察の場じゃないかと思っています。それからやっぱり食育関係、我が和水町、玉名地域は、やっぱり農業地帯でございますので、農業に関する農業に関心を持たせるということは非常に大事なことであると思います。そういったことで、やはり農産物の生産から販売、流通段階まで玉名の豊水の所にJAたまなのトマト、それからいちご、みかん、それから我が町内にはなすの選果場が春富にございます。それから大型の米・麦の乾燥貯蔵施設もございます。このへんを結び合わせた、いうならば食育の勉強の場、うまく結び付けたらなんかいい絵になるような感じがいたします。いかにしてこのへんをリンクさせてほかの地域、先ほど申しましたところに売り込んでいくかと、それが和水町の発展にもまた活性化にも、この古墳一帯の活性化にもつながっていくんじゃないかと思うわけです。特に私何回か申し上げましたけれども、この古墳の利用というのは、私、韓国にいったときに痛切に感じましたけれども、やはり韓国はこの歴史教育というのは、ものすごくお金をかけてやっていると、しかもまだ幼稚園のころから徹底してやっていると。その結果が私は今に結び付いているというふうに思います。だから日本も、もっと歴史教育をやって、やっぱりやることによって、やっぱり江田船山古墳のすばらしさ、こ

れはしっかり誇れると思います。地域に誇りを持つ、子どもたちに誇りを持ってもらう。それがひいては国の誇りにもつながっていくし、自信にもつながっていくと私は考えます。そういったことから今回環境、処分場と環境学習の場を結び付いていろいろ検討しやっていくならばなんか素晴らしいことができるんじゃないかなろうかと、そう日に毎日毎日くるもんじゃございませんけれども、やっぱりこちらから提案していかないことには事は前に進まないと思いますので、関係市町村とも連携しながら積極的に今のうちから対応していただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回の最終処分場、どのようなものができるのか具体的なことに関しては、恐らく環境に対する学習、そうしたことにしっかりと力を入れた施設、そうしたことを伺っておりますので、さらにそうした施設の具体的な状況を把握しながら、そして今議員が仰せのとおり、いろいろと御提案いただきましたことに関して、どういうふうに具体化できるのか、今それぞれの課長から聞いておりますので、それを受けて今後に結び付させたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） はい、ありがとうございます。

実は県知事が、12月13日の県議会の一般質問の中で、「処分場を中心とした地域の振興に努めてまいります。また、処分場がいわば県北の環境教育の拠点施設として地域の新たな魅力につながるようしっかりと取り組んでまいります」ということで県知事みずからが、この地域の振興策、力を入れていくんだということを明言されておりますので、我が町もこれに照応して、対応していくということは大事なことじゃなかろうかと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、高巢議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。3時40分より会議を開きます。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時40分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笹渕議員の発言を許します。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 日本共産党の笹渕です。

3月11日、今日で東日本大震災から2年が経過をいたしました。国は復興、復興と言いながら手薄な国の支援に被災者は先行きが見えず生活再建が進んでいません。福島では福島第1原発事故で、現在も汚染水が増加し、放射線が高く人が立ち入ることができないなど、収束にほど遠い

状態であります。政府は原発事故の収束宣言を行い、安倍政権は新安全基準で原発の再稼働を進め、原発推進の方向ですが、これでは国民の安全・安心の暮らしを築くことはできません。一日も早い被災者住民の願う復興、生活再建を求めるものであります。

一般質問に入ります。質問の第1点目は、教育問題についてであります。

一つ目に菊水中学校の自死問題について、生徒にアンケートを実施され、いじめの存在についての調査が行われましたが、その内容と教育の現場で体罰は存在しているか伺います。

二つ目に、大津市の中学生の自殺問題で事実解明のため第三者委員会が設置されましたが、本町で設置する考えはないか伺います。答弁はなるべく簡潔にお願いをしておきます。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 教育問題について笹渕議員御質問いただいております。これも午前中、おふた方からいただいておりますが、その時にお話し申し上げましたとおりでございます。それぞれお尋ねの個々に関しては教育委員会よりお答えします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 失礼いたしました。

それでは、笹渕議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、アンケートの内容のお尋ねがあります。生徒へのアンケートの実施は、亡くなった生徒の遺族の「我が子が学校生活の中でどんな子どもだったのか知りたいので、生徒さんに聞いてほしい」との要望を受け、当人についての知っていること、気づいていたこと等を書いてほしいという趣旨のもと実施したものです。全生徒を対象に行いました。記名はせず無記名の形で実施されています。このことについては遺族の意向を踏まえてのものでございます。

これまで、同じ学校の友である、仲間の一人である友が亡くなったという事実を知らされ、その事実のあとに書いてもらったアンケートであったため、生徒たちの驚きや戸惑いがある中での記入でありました。そのため年度や期日等定かでないものの思いつきのままに記入されていたものもあったと聞いております。また、中には内容にしましてもあいまいな点もあり、一つ一つ学年、学級ごとにきちんとした聞き取りが必要であるとの認識で、その後職員全部でチームを組みまして精査されております。なお、その精査につきましては、遺族の御依頼もあつての作業でございました。

8月上旬にやっとその精査が終わっております。その内容を御紹介させていただきます。

精査を見るなかにおいて、大きくは三つの範囲が考えられるようにとらえております。まず最初は、子ども同士の物を投げ合ったりするようなお互いのいじわる、それから冗談まじりにお互いのズボンを脱がせあうような悪ふざけ、さらには机にのりを塗ったり、塗りあったり、落書きしあうちょっかい、あだ名をいったり悪口を言うからかい、また物を隠したり隠されたりするいたずら、それからお互いに暴れあつて、けりあうじゃれあい。そういった例も挙がっております。

しかし、集団で暴行を受けていたとか、長期にわたって悪ふざけが続いたとか、一方的に長期間およんでいたと、そういうものはございませんでした。こういった内容が一つでございます。

もう一つこの調査で忘れてならないのが、それも半数ぐらいあるわけですが、亡くなった生徒への子どもの思いでございます。「毎日明るくみんなから好かれていた」、「勉強でわからないと、そこを教えてくれた」、「優しくかった」、「いつも笑顔であった」、「みんなと仲良く遊んでいて楽しそうだった」、「陸上部をいつも笑わせており、明るい気持ちのいい先輩だった」、「尊敬する先輩、先輩のようになりたい」というような言葉もたくさんあり、亡くなった当人をしっかり尊敬し、慕っていた事例が見られることであります。

さらに子どもたちの行動の中を若干御紹介しますと、この記録を読ませてもらうんですが、「石を投げたり、バッグの取り合いをしていた、お互いにしていた、楽しそうだった」、それから「陸上部はみんなとても仲が良く、じゃれ合っていた」、「バッグを取ったり取られたりして遊んでいた」、「みんなとても楽しそうだった」。こういったお互いに楽しい思い出というものもたくさん書いてあったわけでございます。

また、その中で、午前中からも報告申し上げてることでございますが、今のような慕われたり、みんなと一緒に楽しそうな例、それだけでなく悪ふざけとかいろんなものがあったということも報告しましたがけれども、全体的に一方的にひやかしを受けたり、いたずらされたりというのはなかったということをこれまでも報告をしているとおりです。また、集団で長期的に、継続的に、いじられていたというのもございません。それが結果的には結果でございます。

次に、後半の教育の現場での体罰の様子ということでございますが、今県教委の依頼で各小中学校において体罰の有無についての調査が実行しております。3月になってのアンケート実施でございましたので、今現場で調査をし集約をしている段階ではなかろうかというふうに思っているところでございます。しかしながら、現在のところまで、体罰の報告は受けておりません。なお、これまでも受けておりません。今後も絶対そういうことがないようにさらに指導を続けたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 議長、実は教育委員長の出席も求めていたんですが、今日は先ほど午前中きていらっしゃいましたけれども、今日はきていらっしゃいませんが、これはどういうことでしょうか。

○議長（多賀勝丸君） 教育委員長は、一日間言うてあったそうですが、ちょっと見あたりません。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 午前中ということで理解しておりましたものですから、午前中にお願したところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君）　そういうふうに勝手に理解してもらおうと困るんですよね、ちゃんと話をしていますから、要請はしてあると思うんですよね、ちゃんと。まあいいです、じゃあ。もうこられてないですから、しょうがないですのでそれでいきます。

午前中もこのいじめ自死の問題については、いろいろ質問、議論が行われましたので重複しないようにポイントだけ質問をしたいというふうに思います。

1点目は、先ほど午前中に教育長の答弁の中で、からかいや悪ふざけと、そういったものはあったと、それについてはいじめはあったというふうに思うけれども、自死の原因となるいじめではなかったということで、いじめはあったということでは認識はされたわけですね。そのことでは確認してよろしいですか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君）　議員の今の御質問ですけれども、いじめというその概念でございますね、今の国のほうから示されているのは、お互いにやりあいをしたときに、相手がいじめと思ったらいじめになるんですね。ただ、今精査した中身をいろいろ言いますと、お互いに友だち同士でからかったり、いたずらしたりしている。そういう行為があったと報告をしているわけです、私は。

そして、今度は生徒の悲しい出来事があった、じゃあそれを裏づけるようないじめはありませんでしたというふうな答え方をしているわけでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君）　概要はいいんですよ、そういう精神的に思うか思わないか、いじめられたとかどうのこうの、教育長はどういうふうに思うのかというふうなのを聞いたわけですね、そしたら先ほどの質問の中では、いじめはあったというようなことをはっきり答弁されましたので、それはそういう答弁で間違いないかということを確認したわけですが。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君）　これはもうとらえ方だと思いますけれども、からかいとかそういう行為があったと、いじめ的行为はあったというふうに私はお答えしたつもりでございます。それで言葉が足りなかったら申し訳なく思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君）　わかりました。いじめ的行为はあったということは認めたわけですね。

（教育長「的行為」と呼ぶ）

的行為ですね、はい、それでですね、午前中の質問を聞きまして、答弁も聞きまして、感じたわけですが、私は二つの点で大きく感じました。

一つは、教育委員会の役割ですね、果たして果たされてるのかどうかという点ですよ、一つ

は質問にもありましたが、保護者説明会が数回行われています。このときに教育委員会のメンバー5名いらっしゃいますけれども、だれも出席してないという問題ですよ。これはやっぱり一人一人が亡くなっているその関係での保護者説明会ですから、当然、教育委員会から教育長あるいは教育委員長はせめて、参加すべきというふうに思います。やっぱり現場で起こっている問題をどういうふうに保護者たちが感じているのか、そこをいって、説明もして保護者の意見を聞くというのがまずやることです。それをやらないで、机上の空論みたいなことだけで学校長とか先生に指導するということは、これはやっちゃならないことだと思うんですね。やっぱり現場にいった先生たちと一緒に、保護者という問題で考えていくと、この立場にまず立つことが私は大事だと思います。その点がもう一つですね、それからもう一つは、教育委員会の議事録の問題ですけれども、先ほど杉本議員からありましたけれども、たしかに議論が教育委員会の中でなされてないんですよ、こういういじめの問題があるんじゃないかというときに、ほとんど教育委員の意見が出されてないということなんですよ、それはもうはっきり教育長わかんと思うんですけど、だから本来教育委員がそういうことに対してきちっと自分の意見を言うと、問題はどこにあったのかとか、解決はどうやっていくのかとか、それは当然、個人個人5人の教育委員の委員さんが、きちっと意見を述べてやっていくと、活性化していくというのが、だから私は今求められているのは教育委員会の改革じゃないかなというふうに思います。こういう感じですね、教育行政の上の方でやられたんでは、子どもたちとか先生たちというのは、やっぱりこれは残念だと思うんですよ。やっぱり教育委員会のトップですから、子どもたちの教育、施設から教育内容とか、そういったものからすべて責任を負うのがやっぱり教育委員会ですよ、最終的には。それがそういうふうになってないと、議論が本当に薄いと、これでは、私は駄目だと思うんですよ。その点を指摘したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 午前中の杉本議員の指摘にもたしかにそれがありました。たしかに保護者説明会2回とも私委員会のほうで待機、又はいつでも動ける場所での待機という形をとっておって、何かあったらすぐ駆けつけるという気持ちは十分態勢をとっておったんですけども、午前中申し上げましたように、校長先生と事前のじっくり打合せをしまして、校長のほうからも、学校のほうでやってみますという気持ちも聞きましたので、ではやってくださいと、何かあったらいつでも私、学校のほうにお邪魔しますというような話もしながら進めたところでございますが、本当に今御指摘を再度受けまして、本当にやっぱり私なり、また委員なり参加しとったほうがよりベターだったなという点は反省をいたしております。

さらに2点目の教育委員会、たしかに議事録ごらんのとおりに、私の説明のあと「御質問ありませんか」と、「意見ありませんか」ということで一人の委員さんが「結局これで終わりということではないんですね」という質問があったということで記録されているかと思います。しかし、その間議事録には載っておりませんが、私の説明でうなずかれていたというようなところがあって、本当はこのような大事なことで、もっと討議をする場面もあつてしかるべきだ

ったなというふうに反省をいたしております。この２点につきましては、今教育委員長、今日は在席されておられません、私のほうから委員長にもお伝えし、今月の定例の教育委員会でも十分委員会全部でお話をし、今後の方向づけをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 教育委員会議事録ということで出ましたので、私のほうからちよっとお伝えしたいと思います。

教育委員会議事録と言いますのは、職員が聞き取って転記しているものでございます。議会のように、例えばテープレコーダーとボイスレコーダーをとって一語一句逃さないようにしておくべきだったなというふうに今反省しているところでございます。会議の中で、経過があつて皆さんの表情あたりをこがん表情だった、こういったうなずいたとかいうのを表現はたしかに載せておりません。ぱっと見られるとそれが総意ではなかったのかなというふうに誤解を招く部分がございます。今度からは、やっぱりテープレコーダーを用いて、一言一句記述すべきでないということで思います。以上、大変申し訳ございませんでした。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） そうですね、こういう大事な問題だからこそ委員長出席を求めていたんですよね。教育委員会のあり方としてもやっぱり問題がありはせんかなというふうに私は思ったんですから依頼してたんですよ。

ちよっと２番目の答弁が、ちよっとないんで、その答弁をまずお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 申し訳ありません。第２の質問でございますね。

第２の質問は、第三者委員会の設置はどう考えているかという御質問だというふうに思います。今回の事故発生を踏まえまして、校内でそれまで取り組んできた一人一人を対象に行った教育相談の中で、またいじめについてのアンケート等の中で、また保護者等の懇談の中で、再点検をしまして心配する事例はなかったと、これはこれまでも報告申し上げたとおりでございます。ただ、アンケートをとったときに先ほどから申し上げておりますように友だち同士の悪ふざけ、からかい、いたずらというのがあったのは事実でございます。それを精査する中において、委員会としての考え方は申し上げておりですけれども、調査の結果、生徒のみずからの命を絶つような事例はなかったという報告をいたしたところでございます。さらに公的な見解としての警察の見解も参考にさせていただいたと、そういったもろもろの資料、判断を参考にして見解を出したところでございます。

第三者委員会ということのお話でございますが、事故発生から玉名署のほうのお話もありまして、今までの中で精査した資料も、それから学校の調査、また警察の聞き取り調査、そういった中での段階では今回の死の原因となるものは見いだせなかった。事件性を裏づけるものはなかつ

たという報告を受け、さらに最後はこれで終わりではない。新しい事実等が生まれれば、また聞き取り等も必要になってくるという話をされました。それを受けて私たちもこれまでにわかっている以外の新しい事実が出れば、その時点でまた公的機関にも相談、協力をしなければいけないし、また実際にもう少し調べなきゃいけないことも出てくるかなと、今の段階では新しい事実等はまだ出ておりませんので、その設置についてまだ検討はいたしてないところですが、ただ、今議員の質問に対しまして私の返答といたしまして、今、子どもの動揺が非常に強うございます。まだまだあれ以来ずっとソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けている子どもがおります。そして、今、入試の発表があさって行われると聞いております。そういうもろもろの子ども的心情を一番私は今、正直申し上げて心配をいたしております。ですから、そのことを踏まえて慎重に、そういう何かあれば慎重に対処したいというのが今の私でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 第三者委員会というのは、首長が大体権限はあるんですよね。多分そういうふうなことでちょっと先ほど午前中質問がありましたが、大津の中学校の自殺問題で、これで実際として、滋賀県の大津市ですね、第三者委員会が調査報告書を市長に提出したのが1月31日と、再発防止への提言も行っているということなんですね。この第三者委員会というのは6人の外部有識者によって発足して、昨年8月25日から始まっています。それ以降、生徒や教員56人から合計62回の聞き取り調査を行っています。事実を積み上げて真相に迫っていると、報告書は同級生の行為について19件をいじめと認めたという報告を上げてるんですね、報告書はいじめ行為はAですね、自殺した生徒ということでAとしてありますが、Aに屈辱感、絶望感と無力感をもたらし、死にたいという願いを抱かせたと、いじめの透明感の中でA自身がいじめの世界から抜け出せないことを悟り、生への思いを断念せざるを得なかったと。飛び降りることで暗いイメージのトンネルを抜けようとしたと結論づけているんですね。担任、学年教員、校長については、いじめと認識できる状況にあったと認定しています。複数の生徒や教員がいじめの可能性を指摘していたのに、情報が教員全体で共有できずに有効な対策をとることができなかったというふうに問題点を指摘しているんですね。家庭の問題ということでよく言う人がいますけれども、家庭の問題も自殺の要因の一つとした市教育委員会の主張については、要因とは認められないというふうに否定してるんですね。こういう結果が出てます。

そして、再発防止への提言の前に、いじめと認定したものというのがありまして、何をどういうふうに認定したかといいますと、一つ目にヘッドロックをかけられ教室、トイレ、廊下で頻繁に暴行とされると、ここではトイレでシューズが2回も3回も投げ込まれて、しかも女生徒のトイレですよ、そういうこと。それから、体育大会で口、顔、手足にガムテープを巻き付けられると、教室で顔に落書きされると、これは落書きは机や下敷きというのが午前中から出ていますが、それから何度もズボンで脱がされると、これもここでも起こってましたよね、和水町でも、教科書、成績表を破られると、これは定規が壊されるという事件がありますよね。窓から体を突

き出すことを強要されるが拒否したと、いわゆる自殺の練習をさせられていたということですね。勉強部屋を荒らされ、財布を隠される、教室で「きもい」、「家族全員死ね」などと言われると、こういうふうに主ないじめの認定した部分を上げてるんですね。最後のことで家族のことがこの和歌山でも言われたということですから、こういうのがいじめの具体的な内容として出てきてます。ですから、和歌山でも同じようなケースもあるわけですね。だからいじめの内容そのものは、大体全国的にどこでどういうふうにいじめられるというのが何かしらあるというように感じを受けるわけですね。

それから、再発防止への提言ということを出してます。

一つ目に教育への教員への提言ですね、先生ですね。今教員に求められることは子どもの声に耳を傾け、心の叫びや言動の裏側にある感情をしっかりと読み取ること。みんなで考えみんなで解決する職場づくりを目指してほしい。気づきのカードなど個人カードによる心配な生徒の情報の収集と、共有の仕方について検討、実践してはどうかというふうに提言してます。

それから学校への提言ですね、学校とは子どもにとって最も安全で安心な場所であればならない。その意味で問題は学校の中で解決していかなければならないと、心のかよう学校をつくるために生徒の意見を取り上げるような方策が必要であろうということを学校への提言としています。

それから教育委員会の提言もあるんですね。今の教育委員会のシステム構造は、上級機関、これは文部省とか県教委ですね、への数値報告が求められ成果主義に陥っていると。市教委の発言や運営に自由さが求められる。先ほど言いましたように教育委員会が自由に委員で、自由に発言して議論していくと、こういうことが求められるということだと思うんですね、この大津でもですね、提言として出されているんですね。こういう先ほどの答弁では、この提言とか出された報告書ですね、こういったものも取り寄せてみるということでしたので、是非こういうのは、きちんと学ぶべき点は学ぶということが大事だと思いますけれども、こういうことを見ても、これは第三者委員会で初めて設置されてこういうふうの結果が出てるわけですね。ですから、第三者委員会の設置権があるのは町長だと思いますので、町長いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回、午前中から数々今回中学校の件について質疑がなされておることに関して、改めて遺憾の意を強くいたしておるわけですが、今日までの報告、そして今日の質疑、そうした現時点において設置する、設置しない、そうしたことにっては判断するまでは考え方が整っておりませんので、する、しない、そうしたことにっては差し控えたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 大津の中学校でも、マスコミでもずっと報道してましたが、この第三者委員会をつくるまでは、保護者の方が自殺の原因はいじめではないかということで、保護者の方

がいろいろ頑張られまして、意見も言ってきました。しかし、なかなかそれが取り上げられないということでしたが、やっぱり市長の、女性の方ですよ、市長の決断でやっぱり第三者委員会をつくって真相を解明しようと、こういうことが行われました。やっぱりこれは、本当に子どもたちの命とか、権利とか人権とか、そういったものを本当に大事にするのであれば、こういう機会は私は逃すべきではないと思うんですね、やっぱりきちっと遺族の方の願いにもこたえる。そして、子どもたちも、犯人捜しとかそういう意味ではなくて、二度とやっぱり繰り返さないと、この立場で、やっぱり第三者委員会で私は調査、真相究明すべきだというふうに思います。その点で、いいですか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今議員のほうから大津中の例を紹介いただきました。もちろんこの件について学ぶ、特に提言等は学ぶべきことがたくさんあるかと、ただ私自身、大津中と今回のうちの和木町の件は大きな違いが一つあるかと思います。今報告の中にもありましたように、新聞の報告の中にもありましたように、かなり前から子どもの声、親の声、そしてまた実際に亡くなった生徒が一方的にグループから危害を加えられとったという事実があったのにもかかわらず、それがきちんと教育委員会にもすべてが伝わってなかった。また、把握できてなかった。そしてあの悲しい出来事ができた。よく調べてみると、やっぱりとんでもないあのような事実、私も信じられない行為でございます。そういう事実ができて初めて立ち上がった。ですから公的な警察のほうもそのあと捜索に入ったというのは御存じのとおりだと思います。

うちは事が起こりましてすぐ保護者と、遺族の保護者と相談しまして、保護者の願い、要望をすべて聞きましてアンケートもとってきたところでもございますし、そして事の発端が発生しました折から警察のほうも聞き取りを並行して行っていたいております。

そういうことは、そしてしかも子どものアンケートも遺族のとおりにも最初1回見せて、そのあと学校で精査してくれということ。さらには第2回の保護者説明会のときに遺族の方から親子で語り合ってくれという提言がございました。そして、それをどんなことを話されたか是非知りたいということで、またアンケートを親にとったのも事実です。そして、それも遺族のほうにお渡しをいたしております。そういうもろもろの中で、しかも常に保護者と遺族の方と学校との話の中で、保護者のほうもそのアンケートの中で、出てくることで自分の我が子がなくなったというのは見当たらないという発言も保護者説明会でもいただいているということになります。そういうことを総合的に勘案して、今回の悲しい出来事がそういう行為のもとあったから、あの大津のようなことがあったから尊い命が失われたというようなことは見当たらなかったという判断をしたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 教育長の答弁というのは、もうほとんど姿勢が変わらないということで、そういう答弁が続いておりますので、あとは保護者の方が、テレビ、新聞報道では明日ですかね、

明日かあさってかしりませんが、要望書を提出されるという話もあったようですので、そういったときにどういうふうに対応するかということでは、執行部のほうが問われるふうになるんじゃないかなというふうに思います。

次にいきます。2点目ですが、指定管理者制度についてであります。

一つ目に、今年度1年間は株式会社元気村を指定し、管理運営を行ってきました。今後2年間も肥後元気村を指定する提案が行われておりますが、25年度の方針について伺います。

二つ目にあばかん家は、4月から閉館の方針ですが、今後の方針を伺います。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 2点目の指定管理者制度についてお尋ねでございます。

まず1点目でございますが、現在指定管理制度に基づき指定管理している施設は、株式会社菊水ロマン館に契約期間が平成24年の4月1日から平成27年の3月31日までとなっております。菊水ロマン館、カヌー館、カヌー艇庫の3施設でございます。および株式会社肥後元気村に契約期間が平成24年4月1日から25年3月1日まで、三加和温泉交流センター、緑彩館、あばかん家の3施設、合計6施設でございます。このうち、あばかん家については町民の健康及び福祉の増進を図るため、この施設の最大の資源である温泉を有効活用し、総合福祉センター的な福祉サービスの拠点とし、平成25年度から社会福祉協議会とともに事業を展開をしていく予定でございます。平成25年度からはあばかん家を省いた交流センター、緑彩館、株式会社肥後元気村の指定管理施設とする予定でございます。ほかもろもろ管理している状況については、総務課長から答弁いたさせます。

それから、2点目でございますが、あばかん家4月から閉館の方向だが今後の方針を伺うということでございます。これは、先ほどもお答えしたとおりでございますが、和水広報3月号でお知らせいたしております。指定管理契約期間が終了するとともに、閉館ではなく一時休館することを住民の方々にお知らせをいたしております。今後は町社会福祉協議会がこの施設を使用し、福祉センターの拠点施設として温泉を利活用した福祉事業を展開していくところでございます。休館から後、再開に向けて今後の予定につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 笹淵議員さんの指定管理についてのその他の施設の状況と今後の方針についてお答えしたいと思います。

この今町長から説明がありました施設のほかに公の施設として町立病院、特別養護老人ホーム、神尾保育園、和水体育館、柔道場、ふれあい会館、和水町総合グラウンド、スカイドーム2000、三加和グラウンド、春富グラウンド、春富集会センター、下水道施設と、船山古墳公園一帯の観光施設、ホテルの里、みかわ手漉き和紙の館、中岳公園等の施設が該当するかと思います。和水町立病院及びきくすい荘においては特別会計で運営されていること。また、和水町体育館、弓道場、ふれあい会館、和水町総合グラウンド、スカイドーム2000、三加和グラウンド、春富グラ

ウインド、みかわ手漉き和紙の館の管理については、医療、教育、文化施設にあることから、本来なら行政が直接法的責任を負わなければならない施設であることから、指定管理については、今後は慎重に対応することであると考えております。

25年度の方針としましては、先ほど町長から申されましたように、肥後元気村、交流センター緑彩館の2施設、株式会社ロマン館のほうに、ロマン館、カヌー館、カヌー艇庫の3施設、合計5施設を予定しておる状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） それでは2番目のあばかん家は4月から閉館の方針だが、今後の方針をとということですが、今後のスケジュールにつきまして申し上げたいと思います。

先の全員協議会等で工程表を、お示しして御説明申し上げておりましたが、4月から改修工事の設計を行う予定にしております。それから、5月から6月にかけて改修工事の契約を結んでいきたいと思っております。その後完成予定は一応12月中旬を考えておりまして、1月にはリニューアルオープンをしたいと考えております。

以上でございます

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） あばかん家のほうが、経営的にはかなり厳しいということもあって今回は指定管理者制度のもとで施設を切り離す、直営でということですが、先ほども質問、答弁ありましたが、あばかん家が、これだけ赤字で脱却できないということではどういうふうに考えられておりますか。総括は出てますか。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） あばかん家が本当長い間、赤字続きということで、これまで住民各位には大変迷惑をかけて、また御協力をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

最大の理由は簡単に言いますと、やはり入館者が減ったということだろうと思います。その一つの要因としてやはり今デイサービス等々があちこちできておりますけれども、やはり依然あばかん家を利用されておられた方々が、そちらのほうに流れたと、500円の出費で弁当付きで一日送り迎え、玄関まで送り迎えをされる。そちらのほうがやはり魅力を感じられたのかなというような思いもございます。それと、そういう類似施設が近隣あちこちに出来上がっておりますので、そちらのほうにも流れているような気もいたします。何はともあれ、やはりあばかん家を利用される方々が何らかの形の中でそういうふうにはかへ流れたというのが最大の原因だろうと思います。会社の方としても今日までいろんな努力はされております。それはもう笹渕議員もしっかりと認識をされていると思いますけれども、ああいう状況の中でも、やはりそういう赤字が続くということは、やはり経営に甘さがあったかどうか、そのへんは私もわかりませんが、やはり入館者が減ったというのが第一の原因だと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 入館者が減少したということではたしかにそうだと思うんですね。ただそうだとすれば、じゃあ経費をどういうふうに減らしていくかということも当然必要になってきますよね。それと、やっぱり入館者を増やすための手だてが必要になってきますけれども、あそこを利用している方の声ですけれども、例えば、ぎりぎりに3分過ぎてたのに入れてくれなかったとか、そういうのもあるんですね、それからあそこに販売している品物を買おうかと思っていったら、それもちよこっと時間が過ぎてたから、もうお金をしめてるから、もうちょっさりだったら販売します、お釣りが要るんだったら売りませんと、こういうことを言ってるわけですよね。だから、非常にサービス業ですよね、あそこは、そういうのが住民の方ですよね、住民の方がきて対応の仕方ですから、非常に不信感を持つし、それからそういう経営自体がどうなっているのかというのがやっぱり当然問題になってくると思うんですね。だからそういう、今度元気村から離れて、直営というふうになるということであればですね、元気村もう少しそのへんはですね、考えるように町長のほうからやっぱり指導していかないと、私は駄目だと思いますし、それから直営にした場合ですね、そういう臨機応変的なことでやっぱり少しやっていくとかしないとかですね、やっぱりまた赤字が増えてくるとか、結局温泉わかしたりとか、温泉電気料とか、いろいろ経費がかかりますから、そうすると、直営でもやっぱり町の財政をつぎ込んでも赤字が出ればその分町の負担は増えていくわけですから、なるべくそういう負担がならないように経営努力を、やっぱりせないかんだろうというふうに思いますのでその点は是非やっていただきたいというふうに思います。

それから、現在前原の老人福祉センターですね、これの先ほど何か答弁がありました、ちょっと聞き取れなかったんですが、どういうふうに今後考えておられるのか、シルバー人材センターが事務所としてあそこを使ってるのかと、そのあとはどういうふうになっていくのかと、やっぱりそういう長期計画といいますか、きちっとした計画をつくらないとやっぱり町民の方も利用する施設ですから、特に菊水地区の人たちが利用されてると思いますので、そういう面ではきちっとした方針を打ち出さないと町民の方はやっぱりどうするんだろうかということで、疑問に思われると思うので、そこはやっぱりやるべきだというふうに思います。それから社協があばかん家に入るということで、社協が温泉を利用した形でどれだけ事業するのか、これは結局あその利用するということでは経費も要りますので、そういったことでどういうふうに社協がかみ合っていくのかというのは大事なことですし、あそこに社協の移転をするということで5,500万の工事を改修工事をやるということであれば、当然もうある意味では半永久的に、あそこで事務所をつくってやっていくというふうになると思いますので、あいた、しまった間違ったなとかということで、また変な予算を別に使うという形で移転をするとか、そういうふうになったらですね、非常に無駄遣いにもなりますので、そのへんについてどういうふうの方針として持っておられるか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） 残り時間が少なくなりました。もう1点質問事項が残っておりますので、

簡潔に質問、答弁をお願いいたします。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の笹渕議員の質問に対しましては、まずここ赤字とか黒字とかという話がちょっと出ましたけれども、社協を入れるということは福祉センターという目的で一応町が直営といいますか、最終的には社協のほうに指定管理をお願いしたいとは思っておりますが、当分は町のほうで管理をするという考えを持っております。

温泉を利活用した部分につきましては、社協さんのほうの考えの中である程度できる部分についてはですね、温泉を利活用をしていくと、ただ一般の方々への温泉利活用につきましては、一応やるというふうにしておりますが、時間等の都合、そういう等を勘案しながら今後最終的には詰めていくという考えでおります。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私は5,500万をかけてやるんですから、もう少し具体的に方針を打ち出すべきだと思います。当面はとかそういうことじゃなくて、きちっとしないとあとで失敗したなということになれば、計画変更というふうになればいかんですので、そういう面は方針をきちっとつくっていただきたいというふうに思います。

3点目にいきます。農業問題についてであります。

一つ目に安倍首相は、アメリカのオバマ大統領と会談し、農業や日本経済と国民生活に大打撃を与える環太平洋連携協定T P Pの参加交渉に踏み出す考えを示しました。安倍首相は来週にもT P P交渉に参加する方向も伝えられています。これまでの議論を踏まえ、T P P交渉参加に対する町長の見解を伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 3点目の農業問題についてお答えいたします。

まずT P P交渉参加についてでございますが、今日交渉参加表明へ踏み切る方向で最終調整に政府関係は進んでいるかと思えます。このこと、すなわち人、物、金、すべてにおいて自由化、大変なことでございます。日米首脳会議で聖域なき関税撤廃、その例外容認を確認したとなされておりますが、いかなるものかただ心配するところでございます。ことの大きい日本経済行く末いかにあるべきか、しっかりと慎重に慎重を重ね取り組みむべき、ただ、そう思うところでございます。そのようなことで、今日現在は6団体は反対の意思を示し、活動しておるところでございます。農業県である熊本は県議会代表質問で蒲島知事の見解が述べられておりました。そしてまたJ Aグループ代表は、今の段階では交渉参加、強く強く反対の意思を表明されておるところでございます。

そのようなことで自由化のレベルが極めて高い関税協定が想定されており、国民すなわち町民に対し、長所短所が示されておられません。特に農業の将来ビジョンが示されていない状況である

かと思います。我が国は資源のない乏しい国であるわけでございます。そうあるがゆえに貿易立国であり、自由貿易体制は必要であると理解をいたしますが、しかし、今日の状況では農業者に対するはっきりとしたビジョンが示されない限り賛成はできない、そう思っております。

2点目については、担当課長より答弁いたします。

○議長（多賀勝丸君） もういっちょよか、あといいですか。

（何事か呼ぶ者あり）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、二つ目に農業従事者の高齢化や農業後継者が少なくなり、山林や竹林は管理できないところが増加しております。竹の勢いが広がり竹林整備が必要になっているが、対策は考えているか伺います。簡潔にお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

和水町の竹林の面積は482ヘクタールであることが平成20年の資源調査の結果で判明しております。御指摘のとおり、現在、杉やヒノキを植林した人工林にも維持管理ができなくなり、竹の侵入があらこちらで見受けられ、人工林の育成悪化を危惧するところでございます。この竹林が手入れされずに放置され、拡大した要因には竹林整備のコスト、維持管理の担い手不足など、竹林の整備のための課題、竹林、たけのこ生産意欲の低下、竹林、たけのこ生産の経済性から見た・・・など、竹林の利用のための課題が挙げられておりますが、竹林の整備の推進には竹林の利用拡大が密接に連動しており、これらが竹林整備、利用推進のために解決すべき課題と考えられております。今後につきましては、県の林務課等からの先進地の取り組み状況の情報や、視察などを行いまして、森林所有者、森林組合、行政機関と情報を交換をいたしまして、和水町の現状に合った取り組み計画をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 時間がありませんが、TPP問題で、町長は県知事やJAなど、あるいは6団体が反対をしているということで賛成できないということですが、実は、国会を見てもみたら非常に大きな問題が今出てるなというふうに思ったんですが、交渉に参加する時の条件というのがあるんですね、今9カ国で交渉しておりますが、カナダとメキシコが昨年6月に交渉に加わるということで、そのときに一つ目に、先行して交渉してきた9カ国が合意した条文はすべて受け入れるということですね。二つ目に将来ある交渉分野について、9カ国が合意した場合、その合意に従うということでもう内容が決まってる分については、従わなければならないとなってるんですね。三つ目に交渉を打ち切る権利は9カ国にあり、遅れて交渉した入りした国には認められないと、交渉を打ち切ることは認められないとなってるんですね。だから、参加して一緒に話し合いを始めたならもう抜け出すことはできないというふうになってるんですよ。それを国会で

そのことに質問されて、安倍首相は、そのことについては参加条件については、判然としないと、ぼやっとしてるといふふうに答弁してるんですね。一番大事なところでぼやっとしてるですね。これではちょっと、非常に危ないんですね。政府が昨年３月に公表した文書で、新規交渉参加国に求める共通の条件として、一つ目に包括的で質の高い協定の約束、これよく言いますよね。二つ目に合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論をむしろ返さないと、もう議論したことは、決まったことは後から入った人たちは議論はできないと、むしろ返すことはできないとなってるんですね。三つ目に交渉の進展を遅らせないこと、交渉が先に進んでから、もうそれをバックするとか、ストップさせることはできないというふうになってるんですね。だから非常にもう参加したらもう本当にＴＰＰ交渉参加ということで、関税撤廃ということで農産物が税金なしで、かけないでどんどん入ってくるということができると。そういうふうになったら本当に日本の農業は衰退するというのはもう見えてますから、そういう面では断固反対の立場を、町長もっていただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） 持ち時間がなくなりましたが、１回の答弁だけ許します。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 大変大きな問題でございますので、政府も簡単にはこの事に関して、どうこう判断するものじゃないと思いますので、しっかりと議論に議論を重ねて判断されていくものだと思いますので、私はやはり良き方向に判断されるように期待をしながら注視してまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、笹淵議員の質問を終わります。

これで、本日の会議は全部終了いたしました。

13日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れでございました。

散会 午後４時42分